

午前10時2分 開議

議長（角谷英男君） おはようございます。ただいまから平成14年第3回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において4番 大森和夫君、5番 前田千代子君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、泉南監報告第8号 例月現金出納検査結果報告から日程第5、泉南監報告第11号 例月現金出納検査結果報告までの以上4件を一括議題といたします。

本4件に関し、監査委員の報告を求めます。監査委員 藪野 勤君。

監査委員（藪野 勤君） おはようございます。議長の許可を得ましたので、ただいまから平成14年5月、6月、7月分の例月現金出納検査を執行いたしました結果を報告申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、平成14年5月分は平成14年7月8日に、平成14年6月分、7月分は平成14年8月27日に井上監査委員と私が検査を執行いたしました。

これについては、一般会計、特別会計、収入役扱い並びに水道事業会計分の会計資料を中心に、出納関係諸帳簿及び証拠書類、現金預金現在高について収支内容を照合したところいずれも符合しており、出納は適正に行われていたものと認定いたします。

以上、甚だ簡単でございますが、検査報告いたします。

議長（角谷英男君） ただいまの監査委員の報告に対し、質疑等ありませんか。 北出君。

12番（北出寧啓君） 簡単にちょっと監査委員にお聞きいたしたいんですけども、これから今泉南市も行政評価で事務事業評価表をつくるという段階になってきておりまして、監査委員の主な業務が合規性を持った監査、数値上の適否という問題が多いと思うんですけども、それ以外に地

方自治法のもう何年も前の改定で、行政執行過程に言及して監査を行うということもございます。

その場合に、数値表、伝票等がいろいろあるわけですけども、その中でこの間監査委員にお答えいただいたんですけども、行政評価の時代に今の枠組みで一定の目的とか成果とか、そういったものをかんがみた上での監査執行はできると思いますけれども、その点どんなふうに考えられているのか。この間、いろんな監査委員の知見を伺いましたので、そのもとでの新たな段階での執行状況をできましたら御説明いただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

議長（角谷英男君） 藪野君。

監査委員（藪野 勤君） ただいまお尋ねがございましたが、現在までの監査制度の中では、御承知のように自治法の中で第198条の3及び第199条の定めておりますところの服務または職務権限の条文、さらには都市監査基準準則の規定にのっとりまして、監査の種類といたしましては、例月現金出納検査の報告をただいま申し上げたとおりでございますが、この中で例月出納監査につきましては、御承知のように計数の確認、また現金等の保管状況の確認、さらには書類検査では収入収支関係の検査を執行いたすものでございます。

しかし、今お尋ねのございますところのいわゆる行政評価につきましての監査の方向といたしましては、VFM監査の方向に向かって貸借対照表、いわゆるバランスシートの採用等におきまして、行政評価のシステム化について、今後そのような方向へと進んでまいることとは存じますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） ただいま行政のあり方を監査する、単に計数だけではなくて、行政が本当に速やかに遅滞なく、また正しく運営されているのか、これにはやっぱり行政監査というのが必要になってくるんじゃないかというふうに思います。そういう点で、今後行政監査という立場からも、例月出納検査の中で、でき得る限り監査を執行していただきたいというふうに思います。

それと、過日稟議書のあり方について6月議会では非常に論議を醸したところではありますが、こ

の稟議書については長まで、首長までちゃんと上がって公印がされていると、点検がされていると、こういうふうになっているのかどうかですね。問題があったところでありますから、稟議書等のチェックですね。その辺は6月のあの問題にかんがみて、どういうふうにやられているのか、その辺をお示しをいただきたい。

議長（角谷英男君） 藪野君。

監査委員（藪野 勤君） ただいまの質問に対しまして、今までの制度上の問題の中で、先ほども申し上げましたように、いろいろ提出書類、その他についても公正なる監査を行っておりますが、ただいまの行政監査の中において、行政評価についての市民に対して十分にその行政評価の分析されることを提供するという建前の中からは、今後ともそういう面にもなお一層の重点を置いた監査が行われなきゃならないと思っております。

また、行政の中で、いわゆる監査という中で申し上げますれば、不正を適正に摘発するというのではなくて、指導的立場の中で監査を行うということでもございますので、その点にも十分の配慮が必要かと思いますが、事務処理、その経過につきましては、できれば指導的な立場の中での監査を行ってまいりたいというつもりであります。

また、今のお尋ねの中で、稟議についてはどうであったかということでございますが、その間に提出されてまいりますところの書類に対するその照合監査でございますので、その内容につきましても、そこまで政策にかかわったことにつきましては、一応そのものは触れてはおりません。

今後とも、そういうことにつきましても、監査の姿勢の中で十分配慮しながら行っていくことも1つの案かとも存じますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

19番（和気 豊君） 結構です。

議長（角谷英男君） ほかにありませんか。

以上で監査委員の報告に対する質疑を終結いたします。

以上で監査報告4件の報告を終わります。

この際お諮りいたします。本日これより上程予定の報告及び議案のうち、議案第5号、議案第6号及び平成13年度各会計決算認定20件並びに

請願第2号、請願第3号を除く他の報告及び議案につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いません。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって、本日これより上程予定の報告及び議案のうち議案第5号、議案第6号及び平成13年度各会計決算認定20件並びに請願第2号、請願第3号を除く議案につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

次に、日程第6、報告第1号 専決処分の承認を求めるについて（平成14年度大阪府泉南市老人保健特別会計補正予算（第2号））を議題いたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（角谷英男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。神田助役。

助役（神田経治君） ただいま上程されました報告第1号、平成14年度大阪府泉南市老人保健特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

議案書の第1ページをお開き願います。専決理由につきましては、平成13年度老人保健医療費交付金及び審査支払手数料交付金の額が確定された結果、概算により既に交付されている審査支払手数料交付金の額が確定額を50万140円超過し、当該超過分について8月15日までに返還する必要が生じたことから、返還に要する予算措置を行うため専決処分したものであります。

補正予算の内容につきましては、5ページをお開き願います。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億677万2,000円とするものであります。

歳入歳出の明細につきましては7ページから8ページに記載しているとおりでございます。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申

上げます。

議長（角谷英男君） これより質疑を行います。
質疑はありませんか。 和気君。

19番（和気 豊君） いわば今の報告については、13年度の最終老人保健特別会計への処理だというふうに思うんですが、12年度はもう少し大阪府への返還額等が多かったように思うんです。その理由をただしたところ、介護保険への移行、これがかかなりあったと。そういうことで御答弁をいただいとるんですが、13年についてはその辺の介護保険の移行分と、それから老人保健で医療を受けられた、その辺の関係、あやちみたいなものはどうなっているのか、お示しをいただけますか。

議長（角谷英男君） 白地課長。

健康福祉部生活福祉課長（白地一夫君） 老人保健に係る介護保険との兼ね合いでございますけれども、12年と13年度は余り大きな差はないと考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（角谷英男君） ほかに。 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより報告第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって報告第1号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第7、報告第2号 専決処分の承認を求めるについて（平成14年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第1号））を議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（角谷英男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。神田助役。

助役（神田経治君） ただいま上程されました報告第2号、平成14年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し

上げます。

議案書の9ページをお開き願います。専決理由につきましては、汚水管渠布設工事、汚水升接続調査委託等、至急着手をする必要がある事業について、歳入歳出予算の増額補正措置を専決処分したものであります。

11ページをお開き願います。歳入歳出の総額をそれぞれ2億2,048万円増額いたしまして、歳入歳出の総額をそれぞれ23億4,066万9,000円とするものであります。

それでは、歳出について御説明申し上げます。18ページをお開き願います。総務管理費について委託料1,448万円、下水道建設費について工事請負費1億6,300万円、補償補填及び賠償金4,300万円、合わせまして2億2,048万円を増額するものであります。

内容でございますが、総務管理費につきましては、新緊急雇用特別基金事業に伴う委託料、下水道建設費につきましては、本年度予定をしております汚水管渠の整備に係る費用のうち、至急着手する必要があるものについて増額するものであります。

歳入につきましては、17ページをお開き願います。ただいま御説明いたしました歳出の財源といたしまして、国庫補助金4,740万円、一般会計繰入金2,808万円、市債1億4,500万円、合わせまして歳出と同額の2億2,048万円を増額するものであります。

続きまして、19ページをお開き願います。今回の下水道建設費の増額に伴いまして、地方債の限度額を変更する必要がありますので、第2表で地方債の補正により地方債の増額補正をあわせて上程いたします。

以上、簡単であります。説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） これより質疑を行います。
質疑はありませんか。 和気君。

19番（和気 豊君） 2億を超える下水道会計総額の1割強の補正額なんですよね。なぜこれ議会の審議の前に専決をされたのか。いわゆる議会に付するいとまがなかったのかどうか。その辺の

理由を明確にさせていただきたい。といいますのは、8月の9日、10日臨時議会が開かれているわけですから、その辺になぜ議案として上程されなかったのか。

それと、これだけの大きな額ですから、議会への審議、これをやっぱりそんたくしてやっていかれるということが、執行されるというのが本来のあり方だろうというふうに思うんです。そういう点では、もう少し議事を9月の初めに開くなりしてできるだけ専決を避けると、こういうことをやらなかったのかどうか、その辺について明確にさせていただきたい。

議長（角谷英男君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） 今回の補正につきまして御質問がございましたので、お答えさせていただきます。

まず、なぜ今回の議会に上程したのかという点でございますけども……（和気 豊君「専決をしたのかや」と呼ぶ）専決の報告をしたのかということでございますけども、この予算につきましては、さきの臨時議会で上程いたしました、審議未了で予算処置されなかったということを受けまして、今回改めて専決補正した分につきまして御報告させていただくということにしております。

なぜ専決したのかということですが、事業規模等早急に契約を今していかなければいけないということ、工期的に来年3月までに仕上げないかんということで、どうしても必要な事業につきまして、今回絞りまして専決させていただいた上で御報告ということでお願いしてるものでございますので、よろしくお願ひいたします。

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） 本当に議案が上程されても、なかなかその議案を上げることに行政がほんとに真摯な努力をされているかどうか、こういうことから、原点から出発をしたいと思うんですが、ちなみに田尻では3,600万の専決について、やはり議会で大きな問題になって、それで審議が一時中断すると、こういうこともあったように聞いております。

専決はやっぱり私はいたずらにすべきではないと。議会の審議権というものをいたずらに軽視し

ているわけですから、そういう点では流すということをやりにやれないと、こういうことの立場で議案を上程し、その上程した限りはそれが速やかに可決される、審議され可否採決されると、こういう方向で臨んでいただきたいと、こういうふうに思います。

それと、9月の初めに開いておればどうだったのかと、この辺のことについてはお答えいただけないと思いますので、速やかに審議を尊重するという立場で、議事を早めるという立場はなぜとられなかったのか、それにも間に合わなかったのか、その辺はお答えいただきたいと思います。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） もとより私も、特に補正予算でございますから、当然議会にお諮りをして議決をいただくというのが前提でございます。ただ、8月の臨時会につきましては、ああいう形になってしまいましたので、残念ながら我々としては、今回上げておりますように、特に緊急を要する、要するに工期とか、あるいはいろんな下水道事業の関係で急ぐ分だけ専決処分をさせていただいたということでございます。

それと、議事をもう少し早くできなかったのかということでございますけども、我々も議会日程については、我々ももちろん議会側と御相談をしながら日程を決めさせていただいているわけでございますけども、今回9月の場合はその間のいろんな行事、その他も含めましてあったということもありまして、今日に至ってるということでございます。

今後とも、できるだけ専決ということは基本的には避けるというのは私も同じ考えでございます。ですから、今回の今の和気議員の御指摘も踏まえまして、今後ともできるだけ上程させていただいたものは当然議会の方で議決いただくという姿勢で臨んでまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長（角谷英男君） 島原君。

16番（島原正嗣君） この今提案されました18ページの歳出の特に節の中の区分15工事請負費1億6,300万円、それとその下の区分22、4,300万、このことについて、まず工事そのも

のが、先ほどの助役さんの説明では何か汚水升の云々というようなことも言われたと思うんですが、私は所管の常任委員会に属しておりませんので、これだけの工事にするのに場所はどこの付近なのか、どういうことなのか、専決してるんでしたら、せめて参考資料ぐらい、どこの地域にどういう工事をするんだとぐらいのことは、これはやっぱり親切、丁寧に議会に提案していただきたいと思うんですよ。どこでどないなってるんやらさっぱり私にはわかりませんので、その具体的な内容を説明していただきたい。

この下の補償補填及び賠償金、これはどういう意味なのか、この内容について御説明をいただきたい。

以上です。

議長（角谷英男君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） まず、工事費の1億6,300万円の内容でございますけども、場所につきましては早急にお配りさしていただきたいと思うんですけども、とりあえず口頭で場所の御説明をさせていただきます。

まず、工事が3件ございまして、1件が岡田A駅の下がりでございます。2件目が市道岡田港線の里外神社の横のあたりのいわゆる面整備。それと、もう1点が市場大発でございますけども、その中の面整備で計3件の工事を専決さしていただきまして、額にして1億6,300万円でございます。

補償の4,300万円の内容でございますけども、これはこれらの工事に伴いますいわゆる水道管等の支障移転補償費でございます。水道部と協定を巻いてお願いする支障移転補償費ということになってございます。以上が内容でございます。

御指摘の箇所図につきましては早急にお配りしたいと、このように考えておりますので、よろしく。

議長（角谷英男君） 島原君。

16番（島原正嗣君） 後でお配りをするということですから余りもう言及はしませんけれども、本来議案を審議する場にきちとした資料を僕は提案するのが当然ではないかというふうに思うんですよ。それも50万円、100万円のものは別で

すけれども、1億6,300万円ものどちらかという大きな事業ですから、これはどこにどういうことをどうするんだということを23名の議員がきちっと議論をして、専決であろうと何であろうと、本当にお互いが議論をして結論を出すということは、これは民主主義の行政として当然の議会へ提案すべき基本ではないですか。私はそう思いますよ。

楠本部長も変わられて余り時間がたってませんけれども、その点これからの議会に、これに限らずちゃんとした説明のつくものを出してくださいよ。お願いしときます。

これはまだ請負工事に入ってないと思うんですけれども、現在岡田あたりは飲み水の関係でえらい大きなパイプ通してごたごたやっているとありますが、それとは関係はないと思いますけれども、これはもう既に入札は終わりました業者も決まってるんですか。これはどういう入札にするんですかね。随契ということにするのか、あるいは一般公募というんですか、この入札の制度はどないに市としてはやられるのか、教えていただきたい。

この4,300万円の関係は、飲み水との関係でその補償だと、こういうことですが、この4,300万円の部分についても、これはどういう形に工事請負をさすのか、このことについても御答弁をいただきたい。

議長（角谷英男君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） 今回専決補正いたしました3件の工事でございますけども、既に発注してございまして、工期的に急ぐ必要があるということで、専決さしていただいた上で、まず8月28日の契約が1件、それと9月3日の契約が2件、以上3件の工事につきましては既に発注して工事に入っておりますので、その点よろしくお願いいたします。

議長（角谷英男君） 谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） 工事の契約の方法でございますけども、この3件につきましては指名競争入札で入札を行っております。

以上です。

議長（角谷英男君） 島原君。

16番(島原正嗣君) もう1件答えてない部分がありますよ。私、声が小さいからこの前の議運でも怒られましたんですけども、もともと気も弱いし、質問の仕方も悪いし、答弁も下手やし、とるところはないんですけども、もう1点、飲み水の関係の水道の4,300万円ですか、これは入札制度にしたんですか、これはどういう形の事業なんですか、教えていただきたいと思います。

それと、既に8月28日にこの問題は我々市政研でも各党派でもいろいろ心配をした、この下水道事業はどないする気かなというふうに、流れたときにちょっと要らん心配ですけれども、心の中から心配をしたわけですけれども、もう既に入札済みだということですが、それならそのように専決理由を言う前には、どこの業者にどうしましたということも含めて、これはちゃんと説明すべきではないですか、法律上は。ちょっとこれおかしいん違いまっか。大きな声出したいんやけども、まあよろしいわ。

いずれにしても、こういうやり方は今日の時代に沿ってませんよ、議会に対しての説明は。1億何ぼもある、大方2億近くあるわけですから、これはやっぱりきちっとどこの業者が受けて、期間はこういうことで終わりますよと。あんたらの仕事じゃないですか、これ、はっきり言って。ちょっとこういうやり方は改善してもらわないと、改革にはなりませんよ。

これは意見やら質問やらわからんことになりますけれども、やっぱりきちとした、じゃ、どこの業者がどういう形で一般競争入札とかいうようなことですけれども、どの業者が2件受けるんですか。それと、一般の水道の関係の補償はどういう形で、どこの業者がやられるんですか。

それと、もう1つ教えてください。市長の専決処分というのは1億何ぼかな、1億5,000か2億かな、ちょっと教えてくださいよ。

以上、答弁してください。

議長(角谷英男君) 山野水道部長。

水道部長(山野野太郎君) 水道部分の御質問がございましたので、お答えを申し上げます。

この部分につきましては、下水道工事を落札した業者に水道部が随契を行うという方法で、一体

施工ということで発注をいたしております。

以上です。

議長(角谷英男君) 楠本都市整備部長。

都市整備部長(楠本 勇君) 3件の工事につきましての状況をちょっと御報告させていただきます。

まず、1件につきましては、公共下水道第14-7工区の汚水管渠布設工事と、こういうことで14-7工区です。これにつきましては、請負業者清丸建設、請負額が4,042万5,000円、契約日が8月28日。

もう2件ですけれども、公共下水道14-12工区、業者が長栄土木、請負金額が5,985万円、契約日が9月3日。

そして、14-14工区、請負業者松岡組、請負金額が4,725万円、契約日が9月3日。

ちょっと箇所と照合しますけれども、まず最初の14-7工区ですけども、これが先ほど説明いたしました市場大発の中でございます。

それと、14-12工区につきましては、岡田A駅の下がり、そして最後の14-14工区につきましては里外神社の横と、こういう形になってるんですけども、今の発注状況の内容につきまして、箇所図と一緒にはお配りしたいなと考えておりますので、よろしく。

議長(角谷英男君) 島原君。

16番(島原正嗣君) これで4回目になって申しわけないんですが、一個おまけをひとつお願いしたいと思います。

今、水道部長の方から聞きなれん一体工法というんか、一体工事というんか、そういうのが出たんですが、条例ではどういうことになってるんかですね。

それと、4,300万円の中の随契ということをおっしゃったんですが、下水道工事を受けたところに随契だと、こういう答弁でございますけれども、これはその4,300万円の内訳はどないなってるんかですね。

これは事業部に振ったから、事業部の方で適当にやってもらってると。適当ということもないでしょうけども、請け負った形の状況に応じて飲み水の一般水道の形も随契をしてると、こういうこ

となのか、そこらあたりちょっと一体工事云々ということは私も初めてお聞きをするんですが、条例等あるいは法律上の関係からいってどういふことなのか、もっと御説明をいただきたいと思ひます。

それと、楠本部長、後で結構ですから全議員さんにまた資料をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

以上です。

議長（角谷英男君） 山野水道部長。

水道部長（山野良太郎君） 水道工事につきましては、以前は水道業者に発注をして、それから一応下水が来ますので、初め仮設をして下水道が入って、その後またうちとこが本復旧をするというような形でございましたんで、市民の方々から見ますと、掘ってアスファルトをして、またうちとこが掘ってというような形をやっておりました。

ここはこれではいけないということで、できるだけ同じ期間に要するに掘ったり埋めたりをやるということ、この方が多少金額的にも安くつくということもございまして、下水の方と協議をさせていただいて、一体施工できる すべてがそうではありませんけれども、できるところについてはそうしようということで、同じ業者に一緒にやらずと。そうしますと、掘ったり埋めたりせんでもいいということがございまして、そういうふうな方法で協議をして、できるところについては現在そうしてるということでございまして。

ただ、先ほどの4,300万円すべて私どもの補償かというところでもないと思ひますので、あと中にいろんな埋設物がございまして、それも含めて都市整備部の方は4,300万ということでございまして。

そういうことで、現在できるものから同じ業者に発注をするということでございまして。まず、下水道の方で入札をいたしまして、落札業者が決まりますと、その落札率等を勘案して水道の方がその業者と随契を行うという方法を現在とっております。

以上です。

議長（角谷英男君） ほかに。 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより報告第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって報告第2号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第8、議案第1号 泉南市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（角谷英男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） ただいま上程されました議案第1号、泉南市固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由を御説明申し上げます。

泉南市固定資産評価審査委員会委員であります與野佐智雄氏が平成14年11月30日をもって任期満了となりますので、同氏の後任といたしまして、市内在住で経験知識とも豊富な新堂通雄氏を最適任者であると認め新たに選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を賜りたく提案するものでございまして。

なお、同氏の経歴につきましては、議案書23ページにお示ししているとおりでございまして。

甚だ簡単でございますが、本議案の説明にかえさせていただきます。何とぞ御同意賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

議長（角谷英男君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。 和気君。

19番（和気 豊君） この人物については私いささかも異論はないところでありますが、選任の基準について少しお伺いをしたいと思うんですが、3年に一遍評価がえに際して異議申請を受けて、それによって開催される委員会の委員と、こういうことで理解しておるんですが、最近農地関係のいわゆる異議申請というのが3年に1度かなり出てきてるといふふうに思うんですが、その辺の案

件について大体全体でどれぐらいで、そのうち農地関係がどれぐらいあったのか、お示しをいただきたい。

それから、現在の農地関係の問題で的確な評価をされる委員さんですね。そういう点で精通されている委員さんですね。これがおられるのかどうかですね。與野佐智雄さんはたしか農地関係で精通が深いと、こういうことで提案をされた方だというふうに思いますので、その辺の関係についてもお示しをいただけたらというふうに思います。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 1点目について私の方から御答弁申し上げます。

選任の基準、考え方でございますけれども、現在與野さんは昭和59年からやられておられまして、6期18年間やられておられまして、大変御苦労いただいたわけでございますけれども、相当長期にわたるといってもあって、今回任期満了をもって交代をしていただくということでお話をさせていただきました。

新たに選任する場合の基本的な考え方は、これは平成11年からそういう考え方をお示しさせていただいておりますけれども、新任の方につきましては、年齢的にはできるだけ65歳以下の方でお願いしようということ、それとこの固定資産の場合は任期3年でございますが、その場合は4期12年以内を1つの基準にするということ、それから再任の場合は任期満了の年齢が80歳を超えないというような考え方、こういうことを一定の基準にしながら、その中で適任者を選任させていただくという考えで、これはこの委員に限らず行政委員の基本的な考え方ということで御理解いただきたいと思います。

議長（角谷英男君） 東納税課長。

財務部納税課長（東 三郎君） それでは、審査の概要等について御説明を申し上げたいというふうに思います。

確かに、平成12年の評価がえのときには審査申し出件数がかなりございます。土地に関していますと60筆ございまして、今議員御質問の農地と宅地という振り分けはちょっと今できておらないんでございますけれども、60件申し出がござ

いました。そのうち委員会において一部容認をさせていただいたものが18件ございまして、却下が40件、自主的に取り下げをいただいた部分が2件ございます。

なお、農地の部分についてどうしても必要ということであれば、後ほど調べて御報告をさせていただきたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

以上です。

〔和氣 豊君「答弁漏れてる」と呼ぶ〕

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 委員の中で農地といいますが、そういう形で精通しておられる方ということでございますけれども、本市の場合、3名の委員さんで構成をしております。基本的にはやはり客観的に判断をしていただくということが前提というふうに思っております。

今回、與野さんはどちらかといいますと兼業農家の方でいらっしゃるわけでございます。（和氣 豊君「専業農家や」と呼ぶ）兼業でございます。それから、あと1人は元市の税担当ということで、全般にわたりますでの知識豊富な方ということでございます。それと、もう1人は税理士さんということで、これは税そのものについて造詣の深い方という形でしております。

今回の新堂さんにつきましては、農地専門ということではございませんけれども、税そのものについて、あるいは商工会を経験されておられますので、いろんな市内全般にわたっての地理的なもの、あるいは状況というんですか、現在の状況といいますが、そういうことを十分おわかりいただいている方だというふうに思っておりますので、そのあたりの御心配いただいている部分については、この3名の方できちっとやっていただけるのではないかとこのように考えている次第でございます。

議長（角谷英男君） 和氣君。

19番（和氣 豊君） 最近、農地関係の税のあり方について異議申請の件数も非常にふえてきていると、こういうところから、たしか與野さんはそういう関係の分野で非常に精通をされていると、こういうことで提案をされた方だというふうに思っておりますので、記憶ありますので、これは

市長もおありだというふうに思うんですが、そういう関係から当然新しく選任される場合はそういうところにと、こういうことでお伺いしたわけです。

広くすべて評価が的確にできるような全体的な方も必要ですが、いわゆる課税される側の立場に立って物言える立場の人も必要ではないかと、こういうふうに思いますので、今後1つは選考基準については、そういう過去のいい例はやっぱり踏襲していくと、こういうことをお願いをしたいなと、こういうふうに思います。意見にかえます。議長（角谷英男君） ほかにありませんか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり同意することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって議案第1号は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第9、議案第2号 泉南市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（角谷英男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。神田助役。

助役（神田経治君） ただいま上程されました議案第2号、泉南市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書25ページをお開き願います。健康保険法等の一部を改正する法律をもって老人保健法の一部が改正されましたことにより、一部負担金の限度額及び定額制が撤廃され、一定の額を超えて支払った一部負担金の超過負担分については、高額医療費として支給されることとなりました。これに伴い、老人医療費の助成の範囲を定める規定中において、本人負担額から一部負担金相当額を

控除した額のほか、高額医療費相当額についても助成の範囲に加えることとするなどの改正を行うため、本条例を提案するものであります。

議案書27ページをお開き願います。泉南市老人医療費の助成に関する条例第3条の改正であります。今回老人保健法が改正され、一部負担金の額が一般については1割、一定以上の所得者は2割となり、また外来時における一部負担金の限度額が撤廃されたかわりに、一定額以上的一部負担金を支払った場合は、高額医療費の支給の形で償還されることになりました。

老人医療費の助成につきましては、法定給付額を除いた自己負担額から老人保健法上的一部負担金相当額を控除した部分をその範囲としておりましたが、今回の法改正により高額医療費相当額についても助成の範囲に加えるため、助成範囲を規定しております第3条について所要の改正を行うものであります。

第6条につきましては、文言の改正であります。

次に、附則については、第1項には施行期日を、第2項には経過措置を記載しております。

第3項につきましては、今回の老人保健法改正による助成内容の変更に伴い、平成10年の一部改正条例の附則において「なお従前の例による」とされた経過措置の効力を本件改正の施行日まで、「平成14年9月30日」に行われた医療とし、それ以後については失効させる必要があることから、当時の一部改正条例の附則第2項及び第4項中の「平成16年3月31日」を「平成14年9月30日」とするものであります。

第4項につきましては、平成10年の改正時において老人医療の助成対象が非課税世帯となったわけではありますが、経過措置により一定の所得制限内であれば引き続き老人医療の助成対象者としておりますが、今回の改正においても引き続き対象者とみなす旨の措置を行うものであります。

第5項につきましては、「泉南市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例」に関する部分について、第4項と同様に引き続き対象者とみなす旨の措置を行うものであります。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申

し上げます。

議長（角谷英男君） これより質疑を行います。
質疑はありませんか。 和気君。

19番（和気 豊君） お年寄り、70歳以上の高齢者の皆さんにとっては大変な負担になるというふうに、マスコミ等の報道を聞いておりますとそういうことになっておりますが、今回の法改正によって、これを受けた条例改正によって高齢者の負担、これはどういうふうになるのか。10月1日、もうあすからですからお教えをいただきたいというふうに思います。

それと、やっぱりこういう問題は高齢者の暮らしにかかわる重要な問題ですから、その額が大きければ大きいほど、やはり議会等へ速やかにこういうことについては報告をします。これはいつごろ報告をされたんでしょうか。法改正はいつ、そしてこの報告については、初めて本会議以前に委員会等ではいつされたのか、その辺もお教えをいただきたいというふうに思います。

それと、老人保健、例えば中身は何かこれだけお年寄りの方で持ち出しがふえるわけですから、それだけ市の老人会計からの持ち出しですね。お年寄りの負担がふえる分、当然市の方からの持ち出し、老健会計からの持ち出しというのは少なくなるというふうに思うんですが、その辺の影響ですね。市財政への影響です。当然、そこで一定の市の持ち出しが減額されるということになれば、これだけ大変な負担がかぶさってくるということなので、その辺の財源措置を高齢者が安心して医療にかかれるように措置に回すべきだろうというふうに思うんですが、その辺についてもお示しをいただきたいと、こういうふうに思います。

それから、今回の改正について、例えば診療側、医師の側については何か改正される点があるのかどうか、その辺も、よく小泉首相は三方一両損と、こういうことを言われています。その辺もお教えをいただきたいと、こういうふうに思います。

以上です。

議長（角谷英男君） 白地生活福祉課長。

健康福祉部生活福祉課長（白地一夫君） 質問が4点ほどあったと思うんですが、もし抜けてたら済みません、後で御指摘いただきたいと思いま

す。

まず、法改正により高齢者の負担はどのようになるのかということでございますけれども、確かに今回の法改正によりましては、若年者、保険者ですね、保険料を払ってる者、それから患者、それから医療機関、その辺を総合的に皆負担ということになっておりますので、確かに個人負担はふえるのではないかと考えております。

それから、委員会等にこの改正について報告したのかということでございますけれども、正式に案件として上げた記憶はありません。

それから、老健会計から持ち出しということになるんですけども、これは老人医療の分でございまして、今回の改正につきましては、65歳から70歳までの大阪府が実施しております老人医療の助成制度でございますので、老人保健法に基づく内容についてはそれを準じてやっておりますけれども、老人保健法に基づくものではございませんので、その辺は65歳から70歳までは老人医療、それから70歳から74歳までは国民健康保険、75歳以上につきまして老人保健法に基づく者という形で、それぞれ対応していくということになってございますので、よろしく願いをいたします。ただ、市の負担につきましては、法改正によりふえるのは事実でございます。

それから、医師の側というんですか、医療機関なんですけれども、相対的に国の方では2.7%の医療費の抑制とかを打ち出しておりますけれども、具体的にそれがどうなったかについては、まだちょっと現在のところ承知しておりませんので、よろしく御理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） 一般的に負担がふえるということは私もわかってるわけですが、その辺もう既に10月からの分ですから。それと、今回大阪府の65歳から69歳までの老人医療助成と、この関係での改正ですか。これはもう10月からですか。

初めて大田さんがついこの間表明されて、これからまだ議案としては上程もされていないというふうに思うんですが、例の非課税世帯ですね。

これについては引き続いて65歳から69歳までも医療助成が継続しているわけですが、これを廃止していくという、その関係の条例改正に伴うものだと思うんですが、今回の分は健康保険法等の一部を改正する法律をもって老人保健法の一部が改正されたことにより、法改正に伴う分でしょう。そうでしょう。

だから、その辺の法改正に伴う部分、いわゆる限度額850円が8,000円もしくは1万2,000円になると、この関係の法改正だというふうに私は思ってるんですが、その関係で当然提案理由の中にはそういうふうに表示されているわけですから、その関係についてお示しをいただきたいと、こういう質問をしたわけです。

議長（角谷英男君） 白地生活福祉課長。

健康福祉部生活福祉課長（白地一夫君） 今回の条例改正につきましては、先生言われるように老人保健法の改正がございまして一部負担の限度額がなくなると、撤廃された。それから、負担が70歳以上については1割もしくは2割というような制度に改正されたわけでございますけれども、この老人医療につきましては、大阪府が実施してます老人医療の助成制度でございます。その中で対象者、それから助成の内容、これについては老人保健法の規定に準じて中身を助成しております。そのために根本であります老人保健法が改正されましたので、老人医療助成についても今回それに合わせた改正を行うものでございます。

よろしく願いをいたします。

〔和気 豊君「答弁になってない。影響額はど
うやと聞いている」と呼ぶ〕

議長（角谷英男君） 白地生活福祉課長。

健康福祉部生活福祉課長（白地一夫君） 失礼しました。影響額につきましては、老人保健の会計でいきますと、改正されない場合より市の負担が毎年2,000万から3,000万ぐらいの間で、市単独のお金としてはふえると予測しております。

ただ、全体的に総医療費についてはかなり差があると思っております。総医療費ですね、支払いの医療費ですね。医療費給付の額についてはふえますけれども、そんなに、法改正に基づかない場合はかなりふえるんですけれども、法改正によ

りまして老人保健法の関係でいいますと総医療費はかなり抑制されるのではないかと。

年齢が当然75歳までになりますので、5年間分が削減されますので、老人保健法に基づくものについてはかなり医療費は減ると考えております。ただ、市の負担分はふえるというような考え方であります。

議長（角谷英男君） 和気君。3回目です。

19番（和気 豊君） はい、わかっております。高齢者の負担についてはまだ御答弁いただいておりますので、それもお教をいただきたいのと、それから今回の場合は、70歳を基点にしまして年齢が1つ下がるといいますが、ふえるごとに国保会計の方で処理をしていくと、国保の範囲がむしろふえるわけですね。老健法の方はむしろその範囲が段々狭まっていくと。そして、5年後には75歳まではすべて国保扱いになると、こういうことですから、当然老健会計の方は持ち出しが、給付額が年齢1つ、大体900人ぐらいだというふうに聞いとるんですが、それだけ減っていくというふうに思うんですが、ふえるというのはどこから来てるのか。これ具体的な議案ですから、一般的にふえるだろうとか、そういうことではなくて、こうこうこういうことでふえるんですと、こういうことでもうちょっと質問者に丁寧な御答弁をいただきたいなと、こういうふうに思うんです。

私の方がむしろ具体的に聞いておりました、あなたの方の答弁は非常に抽象的なんです。提案者がそんな抽象的な答弁しとって、そんなおかしなことあれへんから、一般的に答弁したらええところはしてもいいですけど、具体的に聞いているわけですから、額等も明らかにした上で、これこれだけの負担額がふえてくるんだと、市の方がね。お年寄りの場合には従来からこれだけの負担になるんですよと、こういうことで御答弁いただかないとね。

それから、大阪府との兼ね合いについては、もう少しわかりやすく説明をしていただかないと、法改正に伴う提案だといいながら大阪府の関係と、大阪府の関係でいえば、老人医療助成はもうあと残ってるのは非課税世帯だけなんです。これを

撤廃する法改正以外ないんですよ。ええことやるはずはないからね。ええ方向に改正するんやったらこれはいいわけやけれど、大阪府が今出してきたのは非課税世帯も全廃すると、今までやったのを全廃すると、こういう方向を出してきてるわけです。

だから、今府議会でも大きな問題になろうとしているわけですから、その辺との兼ね合いもきちりと御説明をいただきたいと、こういうふうに思います。

議長（角谷英男君） 白地生活福祉課長。

健康福祉部生活福祉課長（白地一夫君） 説明不足で申しわけございません。老人保健法に基づく会計、いわゆる老健ですね。その分につきましては、今試算しておりますのが、これ一応5年後なんですけれども、平成14年度につきましては約49億、これは医療費でございますけれども、それから5年後の18年には45億ぐらいになるのではないかと予想しております。その中で、市の負担が平成14年度が約2億6,000万ぐらいではないかと。それで、18年度には3億5,000万か3億6,000万近い金額になるのではないかと現在のところ予測しております。（和気 豊君「それは何でや」と呼ぶ）

これにつきましては、今回の制度改正によりまして、今まで医療費を10割といたしますと、そのうち7割につきましては健康保険組合等が給付しておりました。残り3割について国、府、市がそれぞれ国が100分の20、市が100分の5、府が100分の5と、こういうような内訳であったわけでございますけれども、5年後の18年には今まで3割の負担分だった分が5割となりまして、国と府と市の負担割合が合算で5割となることになっております。

そういう関係で、市の負担率が18年度には12分の1、100分の8.何%になったと思うんですけど、今現在100分の5ですけれども、それが100分の8.....ちょっと細かい数字は忘れちゃったけれども、そういうふうな値になりますので、その分負担割合がふえるということで、こういう負担増が出てきております。

それと、個人さんの患者負担なんですけれども、

これにつきましては、私ども今ちょっとはっきりしたどのぐらいふえるとかが、そういう資料は持っておりませんので、御了解の方お願いしたいと思います。

それから、大阪府の医療制度との関係なんですけれども、大阪府が実施しておりますのは、65歳から69歳までの年齢の医療の助成でございます。ただ、中身につきましては、老人保健法に基づく内容で助成をしているわけでございます。ですから、今までのとおりいきますと1割給付とありましたが、それが今回改正しないと1割全部を老人医療で全部払わないかんというようなことになりますので、高額医療については老人医療で持ちますよというための改正でございますので、よろしく願いをいたします。

議長（角谷英男君） ほかにありませんか。

松本君。

11番（松本雪美君） 今回、高齢者の老人の分だけが論議になりましたけど、いただいた説明資料では、3歳児未満の乳幼児の負担額は従来医療費の3割であったものが医療費の2割になるというふうに説明があるんですが、これは制度の中で実施されるというようなことが紹介されてますから、そこら辺にちょっと関連あると思うので、それだけ答えといてもらったら。

議長（角谷英男君） 松本議員に申し上げます。議案に沿ってひとつよろしく。

11番（松本雪美君） わかりました。説明書もらったからね、これ。

議長（角谷英男君） だから、それはそのとき...。じゃ、よろしいんですね。

11番（松本雪美君） はい、わかりました。

議長（角谷英男君） ほかにありませんか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

和気君。

19番（和気 豊君） ただいま上程されました議案第2号について、反対の立場から討論をしたいと思います。

今回の提案趣旨にもありますように、今回の条例改正は、今全国的に問題になっております老人医療改悪に伴う改正であります。これによって高

齢者の負担は2倍強から4倍弱にはね返り、1983年1月までは老人医療は無料でありました。これが大変な負担になる。

一方、国は、例えば国保会計では当時45%の補助率でありましたが、これを36.5%に引き下げるなど保険の負担をふやし、そして窓口負担を同時にふやす、こういう医療改悪を進めてきています。まさに今回は従来の定額負担をことし1月1割負担に変え、そしてさらに上限額を上げる、こういう負担増の何物でもありません。

また、論議でも明らかになりましたように、そのことによってむしろ市の持ち出しは、本来は老健法から国保会計の方にお年寄りの医療給付が変わるということによって少なくなるはずであります。一方公費の負担割合を大きくすることによって實際上3億6,000万円、約1億1,000万円の負担増に5年間でなると、どんどん負担がふえくと、こういうことでもあります。診療側でも負担がふえと。まさにこれによって潤うのは国だけ、こういうことになってまいります。

このように高齢者及び市に多大なる負担をかぶせ、医療の道を狭める、受診の道を狭める今条例改正については反対をしたいと思います。

以上です。

議長（角谷英男君） ほかにありませんか。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（角谷英男君） 起立多数であります。よって議案第2号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第10、議案第3号 泉南市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（角谷英男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。神田助役。

助役（神田経治君） ただいま上程されました議

案第3号、泉南市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書29ページをお開き願います。健康保険法等の一部を改正する法律（平成14年法律第102号）により、国民健康保険法の一部が改正され、一部負担金の負担区分及び負担割合に関する規定が改められました。これに伴い、本市関係条例において当該規定を引用している部分について所要の改正を行うほか、その他規定の適正を図る必要がある部分についても改正を行うため、本条例を提案するものであります。

改正の内容について御説明申し上げます。議案書31ページをお開きください。

条例改正の内容ですが、泉南市国民健康保険条例（昭和34年泉南市条例第1号）の一部を次のように改正するものであります。泉南市国民健康保険条例の第3条の3の改正につきましては、条例の字句の追加項目と文言の改正及び一部負担金等の見直しにより、3歳未満の乳幼児の一部負担金の割合が3割から2割に引き下げられ、また70歳以上の高齢者の一部負担金が1割負担及び70歳以上の一定以上所得者の一部負担の割合を2割とするものであります。

この条例は平成14年10月1日から施行するものであります。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。 松本君。

11番（松本雪美君） 先ほどは失礼しました。今ここに提案されている分がいいますと、今まで0、1、2、ことしの10月から実施されますから、乳幼児の医療費の無料制度というのが市が独自で実施している分と関連すると思うんですけども、3歳児未満がこういう形で国の制度として2割負担だということで、無料制度がない場合は本人の負担は3割であったものが2割になって軽減されると、そういうふうに見たらいいんですが、今無料制度がありますからこの分がいいますと、市の方の負担というのも国が1割見てくれるわけですから、その分楽になるんじゃないかなと、そ

ういうふう思うんですが、それは数字としては出ておりますか。

議長（角谷英男君） 平島国保年金課長。
健康福祉部国保年金課長（平島長史君） 失礼します。乳幼児の給付割合の見直しにおきまして、平成14年度214万円の増、15年度は554万9,000円の増、そして平成18年は698万2,000円の市の負担増となります。

以上です。

失礼しました。1人当たり大体年間5,012円が安くなると、その本人さんの負担が減るということです。

議長（角谷英男君） 松本君。

11番（松本雪美君） 乳幼児の医療制度、無料制度というのが泉南市で実施されてますでしょう。その関連で答えていただけるようお願いしたんです。

それで、今無料制度で対象になっている乳児の人数も含めて、ちょっと意味を履き違えてられるんじゃないかな。1人当たりの負担というのは、泉南市が負担している額のことを言うてるわけですね。本人はもう無料やからね、全然関係ありませんけれどもね。

本当だったら国の制度が実施されることになるんやから、泉南市としたらこの国保財政として影響を受けて楽にならなあかんと思うんですが、何かふえているような数字を今おっしゃいましたから、それはちょっとわからないんですね、どういふことでこうなるのか。

議長（角谷英男君） 白地生活福祉課長。

健康福祉部生活福祉課長（白地一夫君） 先ほど平島課長の方から説明がありましたのは国保の分でございますので、当然今まで3割の自己負担があった、それが2割になったということで国保の給付がふえるという意味で説明をさせていただいたと思うんですが、乳幼児医療の助成につきましては、13年度までですけども、0、1歳の助成を行っております。

それについては大体1歳当たり年間3,000万前後の費用がかかっております。ですから、2歳分ですから約6,000万前後の扶助費がかかっておるわけでございますけれども、これが単純に3

割から2割ということになりまして3分の1減るかということでございますけれども、確かに減るのは減るのでございますけれども、現在社会保険等で入院された場合につきましては2割負担ということで、国保は3割ですけども、そのほかの保険につきましては入院給付の自己負担が2割というようなものがございまして、実質的にその3分の1が市の方で助かるということにはならないと思います。2割計算でいきますと、約800万前後の差しか出てこないんじゃないかと考えております。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 松本君。3回目です。

11番（松本雪美君） 800万円の差というのは減るんですか。そうですね。

0歳、1歳ということでその数字が出るということですから、3歳実施についても10月から実施されるということも決まっていますから、それも含めるともうちょっと大きくなりますね。0、1、2で3分の1ずつ見たとしたら、1,200万ぐらいは減る数字というふうに理解してよいのでしょうか。実施されて1年をトータルしてみたら、そのぐらいの数字は出るというふうに見えていでしょうか。

議長（角谷英男君） 白地生活福祉課長。

健康福祉部生活福祉課長（白地一夫君） 今、申し上げました800万円につきましては、6歳までの分も一部含んでおりますので、おおむねの額ということで御理解をいただきたいと思います。

議長（角谷英男君） ほかに。 和気君。

19番（和気 豊君） 今回の法改正によって国保会計にも影響が出てくると、こういうことで、例えば退職者医療ですね、70歳まで見ている。あの関係の負担割合が、いわゆる国保の側からいえば給付額が減ることになるわけですね。個人の負担がふえる分給付額は減ると、従来8割見とったのが7割でいいわけですから。それで、あと逆に乳幼児の場合には、国保の方からいえば負担割合がふえると、そういうところで、差し引きどういふ影響が出てくるのか。すべてにわたって、私は2つほど例を言いましたけれど、全体として今回の法改正によって国保会計に与える影響

と、これを具体的にお示しをいただきたいというふうに思います。

それから、先ほどの分は65から69歳まで大阪府の老人保健の関係ですね。これもこの法改正の中に縛られるということでその部分の提案だったんですが、今回は国保会計、これにかかわっての個人負担は、被保険者負担はどうなるのか、その辺についてもお示しをいただきたいというふうに思います。

それと同時に、これによって相当負担が高額になるために受診抑制が起こるだろうと、こういうふうに思うんですが、できるだけやっぱりお年寄りが安心して受診できるように、受療できるように、その辺の市としての対策は何か考えておられないのかどうか。

それから、お年寄りのことですから、やはり償還払いの部分ですね。8,000円、1万2,000円を超える分、これについては相当やっぱり償還払いの漏れが出てくるというふうに思うんですが、それを未然に防ぐための手だて、具体的に考えておられればお示しをいただきたい。

以上です。

議長（角谷英男君） 平島国保年金課長。

健康福祉部国保年金課長（平島長史君） 泉南市における今回の改正で影響額ということで、一応平成14年度の方で申しますと、高齢者一部負担の見直しでは約4,640万円がふえます。退職者に係る老人拠出金の方は逆に4,345万円減ります。また、自己負担の限度額の見直しによりまして155万5,000円が減ります。先ほど申しました乳幼児給付割合の見直しによりまして214万がふえます。

それから、退職者保険給付割合の見直しですが、これは15年度から発生しまして約1億1,187万4,000円が減ります。それと、薬剤の一部負担の廃止ということで15年度からは4,718万2,000円減ります。平成14年度の差し引きでいきますと、353万5,000円が増加します。

ただ、国庫補助の4割負担がありますので、その分を差し引きますと約210万程度ふえるということになります。平成15年度では、高齢者の

一部負担見直しで増加の方が1億1,358万7,000円と、退職者に係る老健拠出金としましては逆に1億636万5,000円が減ります。自己負担の限度額の見直しによりまして399万2,000円減ります。乳幼児の給付割合の見直しでは554万9,000円増加します。それから、退職者被保険給付割合の見直しによりまして1億1,187万4,000円が減ります。薬剤の一部負担の廃止で4,718万2,000円負担がふえます。差し引き5,591万3,000円の減額となります。ただ、そのうち国庫補助4割を引きますと、差し引き3,354万8,000円国保会計が減ることになります。

その流れでいきますと、平成18年度では高齢者の一部負担見直しで1億2,291万5,000円が増加します。退職者に係る老健拠出金は逆に減りまして1億1,622万9,000円と、自己負担の見直し額でマイナス523万2,000円、乳幼児の見直しによりまして698万2,000円の増、退職者医療の見直しによりまして1億3,225万3,000円の減、薬剤一部負担金の廃止によりまして5,619万4,000円増、差し引きしますと6,762万3,000円減です。そのうちまた国庫補助4割を引きますと、差し引き4,057万4,000円がこの改正で減ることになります。

それと、高齢者の高額委任払い制度についてですけれども、今高額委任払いは被保険者に係る高額医療の支給を受けることができる者であって、当該療養費に係る一部負担金の支払いが困難であると認められた者について、次に挙げる要件を満たした場合は高額医療費の受領委任払いを行っています。

まず、保健医療機関……（和気 豊君「それはええ。それができるのかどうかということ言うてる」と呼ぶ）一応今回の改正で2万1,000円以上の家族での合算になりますので、複数の医療機関に行く場合は、限度額を超えて一部負担金を払った方が家族の中で複数おると、それとか複数の医療機関に受診している場合は、受領委任払いが困難な場合もあります。ただ、入院の場合、1カ所に1カ月等してる場合は可能なんですけど、2万1,000円以上の高額医療を家族5人も10人もという中で、方々の病院等でしている場合はち

よっと困難かなと考えます。

それと、高額療養費の1カ月当たりの影響額ですが、一般で8,700円掛ける30件で26万1,000円、多数該当分3,000円掛ける20件で6万円、計32万1,000円程度……（発言する者あり）平成14年度の療養諸費用が28億8,958万9,000円で、そのうち高額医療が2億6,611万5,000円程度、約9%の高額医療を負担しております。

以上、よろしくをお願いします。

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） 御答弁いただきましても、ちょっと数字を言われる場合には、その数字が出てくる根拠から御説明いただかないと、数字だけ言われてもなかなかわからないんですね。7,400万がトータルで減額になるということだけは

これも数字を私パツパツと足し算したんですが、それだけしかわからなかったんですが、結局国保会計ではいわゆる持ち出しが、医療機関等への支払いが7,400万ほど減少すると。

しかし、老健法の方では先ほど言われましたように、これは最終14年と18年の比較の数が1億1,000万と、こういうことで、14年度ベースでは老健と国保会計で一体トータルどうなるのか、それから15年はどうなるのか。泉南市にむしる全体でいえば負担をおっかぶせてきて、医療費軽減に処するような財源というのは出てこない、ということになるのかですね。

当然、負担がふえる分どこかで減ってくるわけですが、それはもう国だけで、国の持ち出しが大きく減ると。よく新聞なんかで見ますと、トータルで1兆5,100億円という数字が出ておりますが、その中には市の国保会計や老健会計の減少分はないのかどうかと。

あれば当然そういう財源は、被保険者に何らかの形でやっぱり還元してあげると、こういうことが大事なんではないかというふうに思いますし、とみに泉南市は保健衛生費が2億4,500万程度と、阪南市は8億を超える大変な額と、当然病院があることによりますけれど、それから泉佐野では19億8,000万と、こういう額ですから、当然保健衛生に対する持ち出しがもう少しあっても

しかるべきなんではないかと、こういうふうにも思いますし、その辺ですね。一般会計全体で面倒を見るのか、それとも国保会計、老健会計の減で面倒見れるのか、その辺少し明らかにしていただきたいと、こういうふうに思います。

それから、先ほど高額療養費の委任払いの制度ですね。この委任払い制度は市独自で設けている制度ですから、これは何としても工夫を凝らせばいけるのではないかと。現に北海道の堀知事は窓口払いをやらせない、限度額までは取るけれども、それ以上の窓口での負担は、これは後の高額医療等の委任払い制度等を適用して処理すると、そういう立場でいくと、1カ月の間にそういうシステム化をすると、こういうことではっきり答えているわけです。

例えば、その都度その都度医療機関で当然支払いするわけですから、カード等をつくってその支払い額を全部書いてもらうと、メモってもらうと、それで判を押してもらうと、そういうことでもどれだけの支払い額、8,000円、この額になつてのかどうか、一月の終わりにね。そういうことも見れるわけですし、やっぱり工夫を凝らせばそうお金を使わなくても、医療機関と相互の話し合いによって協力体制を打ち立てれば、そういうことも可能ではないかというふうに思います。

多分、堀知事はそういうところの工夫を言われたらだろうというふうに思いますが、そういう方向、先進市でやってるようなことを学んでいくと、学んで対応するという腹はないのかどうか、それもあわせてお示しをいただきたい。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） まず、市への影響の関係でございますが、これにつきましては、あくまでも大まかな数字ということとらえていただきたいと思います。

まず、14年度につきましては、老人保健会計の方では約720万程度の持ち出しということになります。

また、国民健康保険の方につきましては、14年度同じく212万ほどの持ち出しがふえるということになってございまして、次の15年度につきましては、老人保健の方では2,000万余りの

持ち出し、そして国保会計の方につきましては、逆にマイナスの、持ち出しが減るということでございますが、3,300万程度の持ち出しが減るということで、差し引き1,500万程度の市トータルといたしまして持ち出しが減るという試算をいたしてございます。

また、16年度につきましては、老人保健会計では3,000万程度の持ち出しがふえるだろうということでございまして、国保会計につきましては3,500万程度持ち出しが減るということで、差し引き500万程度市の持ち出しが減るという試算をいたしてございます。

また、平成17年度につきましては、老人保健会計の方では3,700万程度の持ち出しがふえ、国保会計では3,700万程度の持ち出しが減るということで、この時点では大体とんとんぐらいになるんじゃないかなろうかという試算をいたしてございます。

また、18年度につきましては、老人保健会計で4,200万程度の持ち出しがふえ、国保会計の方では4,000万程度の持ち出しが減るということで、この時点では市の持ち出しが200万程度ふえるということで、ずうっと14年度から18年度ぐらいまで大まかな概算でございまして、ほぼ均衡しておるんじゃないかなろうかというような予測をいたしているところでございます。

それと、先ほど和気議員の質問がございました委任払いの関係でございまして、前の一般質問のときにもお答えいたしておるところでございますが、償還払いにつきましては、複数の病院へ行ってお年寄りの方が償還をしていただける金額がなかなかわからないというようなこともありまして、申請が漏れるというのも多々あるのかというような、我々もそのような懸念をいたしてございます。

そういうことで、全員にその対象者には通知を差し上げるような方法を考えていきたいというようなことで今現在考えておりますが、質問の委任払いにつきましては、我々といたしましても、委任払いが可能であるかどうか、これは十分精査する必要があるということでございますので、今現時点で委任払いをすとかしないとか、はっきりした御返事はできかねるわけですが、我々として

も研究してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） ほかに。 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

和気君。

19番（和気 豊君） さきの2号議案で討論いたしましたように、今回の法改正についても老人医療改悪に伴う改正であり、お年寄りに多大な負担をかぶせるものであります。この負担については当然受診抑制を伴い、安心して医療にかかる道を狭める何物でもありません。

一方、国保会計は御案内のように大変な負担を市民に強いています。払いたくても払えない、そういう被保険者が増大をしている。それをさらに改悪するわけですから、この改正については断じて許せないものであります。よって、本議案について反対をいたします。

議長（角谷英男君） ほかにありませんか。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（角谷英男君） 起立多数であります。よって議案第3号は、原案のとおり可とすることに決しました。

1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時 3分 再開

議長（角谷英男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第11、議案第4号 泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（角谷英男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。神田助役。

助役（神田経治君） ただいま上程されました議案第4号、泉南市国民健康保険税条例の一部を改

正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書 33 ページをお開き願います。地方税法等の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 17 号）により、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除規定が創設され、平成 16 年度以降の年度分の国民健康保険税の課税について、当該繰越控除規定を適用させることとなったことにより、本市関係条例においても所要の改正を行うほか、規定中において法律番号等を引用している部分についても改正を行うため、本条例を提案するものであります。

改正内容につきまして御説明を申し上げます。議案書 35 ページをお開き願います。

条例改正の内容でございますが、泉南市国民健康保険税条例（昭和 41 年泉南市条例第 2 号）の一部を次のように改正するものであります。泉南市国民健康保険税条例の附則第 2 項の改正につきましては、条例の整備を図るため、字句の追加項目と削除項目が生じることによる改正であります。

追加いたします第 6 項につきましては、地方税法等の改正により、「株式等に係る譲渡所得等の金額」の次に上場株式等の譲渡損を 3 年間繰り越してできる規定を追加するものであります。

施行日につきましては、字句等の改正に係る部分は公布の日から施行し、上場株式等の譲渡損の繰り越しに係る部分は、平成 15 年 1 月 1 日から施行するものであります。

また、経過措置につきましては、上場株式等の譲渡損に係る規定は、平成 16 年度以後の年度分の国民健康保険税に適用することとしております。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議案第 4 号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって議案第 4 号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第 12、議案第 5 号 泉南市同和更生資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について及び日程第 13、議案第 6 号 泉南市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についての以上 2 件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました議案 2 件につきましては、いずれも議案書の朗読を省略し、理事者から順次内容の説明を求めます。神田助役。助役（神田経治君） ただいま一括上程されました議案第 5 号、泉南市同和更生資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について並びに議案第 6 号、泉南市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

まず、議案書 37 ページをお開き願います。議案 5 号、泉南市同和更生資金貸付基金条例を廃止する条例につきましては、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が平成 13 年度末で失効し、同和行政が一般施策に移行したことに伴い、泉南市同和更生資金貸付事業を廃止すること、及び当該事業への大阪府の貸付分について償還する必要性が生じたことにより、泉南市同和更生資金貸付基金条例を廃止するものであります。

条例内容につきましては、議案書 39 ページに記載のとおりであります。

次に、議案書 41 ページをお開き願います。議案第 6 号、泉南市特別会計条例の一部を改正する条例につきましては、泉南市同和更生資金貸付基金条例の廃止に合わせ所要の措置を講ずるものであります。

条例内容につきましては、議案書 43 ページに記載のとおり、同和更生資金貸付事業特別会計に関する規定を削除するものであります。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） これより一括して質疑を行います。質疑はありませんか。 成田君。

18 番（成田政彦君） 議案の中身についてちょ

っと理事者にお伺いしたいんですけど、この泉南市同和更生資金貸付基金条例が例えば継続審議または否決された場合、次の補正にかかってくるんですけど、入りと出の問題なんですけど、いわゆる入りには補正がまず通った場合、同和更生資金条例制定について、これが継続または否決になった場合はお金が残ることになるんですけど、しかし補正予算が通ることとなると入りの中に基金が残るということになるんで、ちょっと矛盾したことになるんですけど、この点について、この同更貸付基金についてもこれが継続または否決された場合は、別に補正が通ったとしても入りの基金は残ったままになると、執行しないままになる、そういうふうになるのか。ちょっとその辺、地方自治法でそういうことが可能なかどうか、ちょっと僕、補正予算で入りの基金がもうないのに条例は残るとあるということになるとちょっとおかしいと違うかと思うんで、その点はどうか。その点、執行の問題。

議長（角谷英男君） 谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） まず、同更資金基金条例、それと特別会計の条例の廃止に伴いまして、一般会計の方のこの関連する分はどうなるかという御質問でございますが、今議員がおっしゃられたように、もし仮にこの案件が否決された場合はどうなるかということになりますと、これは一般会計予算がこのまま通ったとしても、この条例について当然関連がございますので、この分については予算としては執行できないというふうに理解しております。ですから、この議案の分と、それとこの補正予算の分は一体のものとして考えておりますので。ということでございます。

議長（角谷英男君） ほかに。 和気君。

19番（和気 豊君） 補正予算との兼ね合いについては、今うちの団長からお話がありましたので、これは省きまして、その後の経過ですね。何か6月議会で提案されたそれ以降の変化等があれば、お示しをいただきたいというふうに思います。

そして、その変化についてどういうふうに市は考えておられるのか。そして、今後の対応についてどのように考えておられるのか、お示しをいただきたい。それで結構です。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） その後の経過でございますが、御答弁を申し上げたいと思います。

6月議会以降、時効未到来分につきまして16件督促、それにお尋ねの文書ということで送付をさせていただいたわけでございますが、これにつきましては、今現時点におきまして納入はいたされてございません。

そして、また14年のこの9月の25日でございますが、鳴滝解放同盟の支部より12件分について納付書を個人あてに送ってほしいということで、同日付で送付させていただきました。これにつきましては、9月の27日に12件のうち9件分130万6,363円、これは元利合計でございますが、納付されてございます。

そして、また別口といたしまして3件分27万4,312円が同じく27日に納付をいただいております。合わせまして、12件分といたしまして元利合計で158万675円が納入されてございます。

以上が経過ということでございますが、今後の対応でございますが、我々としていたしまして時効未到来分につきましては、引き続き今現在納入はされておられませんので催告、そしてまた催告の後、場合によっては個人のおうちへ足を運ぶということも現在考えてございます。

それと、時効到来分の関係でございますが、これにつきましては、顧問弁護士の意見等も参考にしながら大阪府とも協議し、今後整理に努めてまいりたいと、このように考えておるところでございますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） ちょっと肝心なところを言われなかったんですが、9月25日に解放同盟、運動団体の方から、12件分については送付してほしいと。この送付先については、大きくくりますと時効到来分なのか、未到来分なのか、これは肝心なところですから、それによっていわゆる時効到来分の今後の対応についても、1つの可能

性というのが見通しとして生まれてくるというふうに思いますので、その肝心なことについてお話しをいただきたいと。

それから、弁護士に相談しても、これはもう幾らも言われるんですが、これは意味ないんでしょう。法はもう時効だというけれども、結局相手の善意に頼らざるを得ないわけでしょう。法的な根拠のあり方なんていうのは、もうこれは意味ないん違いますか。だから、いつまでも今後の方向として顧問弁護士と相談して整理に当たっていきたいと。法的な相談なんていうのはもう意味ないわけですから、時効は時効で法的に債権というのはもう失効しているわけですから、これは意味ないわけでしょう。

そんな答弁を本会議で堂々としとったら、これはくあい悪いですよ。それがやっぱり今後の姿勢なんですよ。今後の姿勢をそういうことで議会でできもしないようなことを堂々と答弁すると、これが理事者の姿勢ですか。何をか言わんやですと思いますよ、私は。

それで、時効到来分であれば、これは私は1つの展望が生まれてくるのかなと思います。

それから、なぜここで解放同盟という団体が出てくるのか。いわゆる債務者と解放同盟との関係ですね。これはどうなのか。個人でこれはこの基金を御利用されてるわけでしょう。運動団体が一括してこのお金を借りて個人に貸し付けると、こういうことではないわけでしょう。これもおかしいですよ、答弁としては。だから、その辺をきちり、いやしくも本会議やから、だれもが首肯できるような、うなずけるような答弁してくださいよ。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 先ほど御答弁さしていただきました12件158万675円につきましては、時効到来分でございます。

そして、弁護士との相談ということでございますが、これは弁護士に相談をさしていただきましたところ、最終的には行政の判断ということになるわけでございますが、総合的に見れば、時効到来分については債権放棄してはどうかというよう

な話でした。

その理由といたしましては、催告しても時効の援用がされれば回収できない。それと、558件中222件が死亡しているような状況の中で、相続人の特定等の作業が非常に労力、費用を要するという。また、法的な整理をしようとするれば、相当の職員とかそれに伴う費用がかさむということでございまして、そこまでして回収の見込みが少ないものに対して、費用等を投資する効果は非常に少ないのではないかとということが弁護士の意見でございます。

それと、解放同盟の名前がなぜ出てくるのかということでございまして、これにつきましては、当初この集金に解放同盟がかかわっておったということの中で、支部としての一端の責任ということですか、を感じていただいて、関係者に納入を促すというような御苦勞をいただいたということで、支部からその個人あてに通知を出してくれというような話がございましたので、そのように答弁をさしていただいたものでございますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） 和気議員の民間運動団体とのかかわりでございますが、6月におきましての議案上程後、委員会に付託されました部分で同和更生資金の貸し付けに対する契約という中で、同和更生資金の償還組合の代表として当時の運動団体の支部長がなされておったというような関係も当然ございまして、その部分での民間運動団体の協力が我々としても必要であるという考えのもとに働きかけを行いました。その結果、先ほど大田部長が申されましたような形であったということを確認いたしております。

以上です。

議長（角谷英男君） 和気君。3回目です。

19番（和気 豊君） 私も過日の議会運営委員会を傍聴しておりまして、その結論をよく周知しておりますので、その前提の上に立って1点問題提起だけをしたいというふうに思いますが、大田さん、ちょっとやっぱり担当部長としては舌足らずなんですよ、答弁がね。大浦さんが補足していただきましたからね。いわゆる解放同盟という

ふうに言い切ってしまうと、これは解放同盟という運動団体に集金をお任せしとったという関係にはないわけでしょう。償還組合というまあいわば回収機構のような、そういうものが回収に当たるといって条例上は明確になっておりますが、特定の運動団体に行政が公金の回収を委託すると、これはどうもおかしな話であって、明確に委託契約があればまだしも、そういうものは私の知る限りは資料としても出ていない。そういうことを、だから正確に本会議ではやっぱり答弁をしていただかないと困ります。

それから、私は今後の展望として弁護士の知恵をかりるといことについては、もう要らないんじゃないかという言い方をしたわけで、そしたらそのとおりのことをお答えになったんです。弁護士に時効到来の分については回収しても意味がないんじゃないかというふうに言われたと。

私は聞きたいのは、まだまだ13.6%に2.5%ぐらいしか毛が生えてないわけですから、今言われた額では、16%でまだお釣りがくるぐらいの額なんですよ、回収率については、率なんですよ。だから、今後どうされるのかというのは、大阪府でそれでもう処理はオーケーだと、市民の負担に帰すようなことはもういささかもないんだというふうな、そういう方向になるのか。ならなければ、これ158万何がしかで、あとは大阪府に返還する5,000万何がしかの金は、これは全く市民の負担になるわけですから、そういうことを回避するための展望はあるのか、そこに重点があるわけです、聞いたのはね。

だから、時効については一定こうやって、法では拘束されないけれども、12件善意の返還があった。今後、その辺についての見通しは、時効は到来してるけれども、市の苦境をお願いして、そういう善意の処理にゆだねることは、頼ることは、依拠することはできるのかと、この辺も聞いたわけですから、お示しをいただきたいというふうに思います。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 未納となっておる分の今後の対応と、展望ということですが、これにつきましては、先ほど

弁護士等の御意見を今述べさせていただいたわけですが、それを基本に府ともすべて保証人も本人も亡くなっているというような分につきましては、当然不納欠損処分をできるような形で府とも協議をしたいと。それ以外のものについても、落とせるような方向で今後府と協議をしてまいりたいということでございます。

今後の方針といいますのは、やっぱり今後府とも十分詰めた上で対処してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） 府との関係でございますが、これにつきましては、6月の上程後、当所管の委員会でも御報告をいたしました。平成12年9月1日の市長会、町村会、同和担当者会議、同和更生資金貸付事業研究会の方で御報告がなされ、承認を受けております。生活福祉の償還金支払い免除の取り扱いについてというものに基づきまして、大阪府と今後その部分につきまして協議を進めてまいりたい、このように考えております。

以上です。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 先ほど部長がお答えしましたように、時効未到来は当然全力を挙げて回収に努めたいと。到来分については、今回幾らかの分を納入いただいたということですが、これは法的には時効になってる分でございますから、その範囲内での努力ということにならざるを得ないと。対府との関係においては、今回この条例も廃止し、それから基金の残ってる現資金ですね。これを3分の2は大阪府、3分の1は泉南市という形で返還すると。

残りは、これは市長会でも全体の率の高い低い別にして、どこともそういう部分というのはあるわけでございますから、これについては大阪府と今後話し合いをしていくということになるんだというふうに思いますけれども、当然その返す原資がないという中では、大阪府に対して仮に求められたとしても、それは我々としては返還できないという立場でございます。

議長（角谷英男君） ほかにありませんか。

以上で本2件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第5号及び議案第6号については、所管の厚生消防常任委員会に付託いたします。

次に、日程第14、議案第7号 泉南市農用地整備基金条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（角谷英男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。神田助役。

助役（神田経治君） ただいま上程されました議案第7号、泉南市農用地整備基金条例の制定につきまして御説明申し上げます。

議案書45ページをお開き願います。本議案は、農用地整備基金に関して必要な事項を条例で定めるため提案するものでございます。

条例を制定する必要性でございますが、緑資源公団が実施します泉州東部区域農用地総合整備事業による下村団地の区画整理事業が平成14年3月1日に完了したことにより地元負担金を徴収することとしておりますが、大阪府から負担金の徴収が開始されるまで地元負担金を管理する必要があるために定めるものであります。

内容といたしまして、第1条で設置、第2条で積み立て、第3条では管理、第4条では運用益金の処理を、第5条では繰りかえ運用、第6条で処分、第7条で委任を定めるものであります。

施行は公布の日からでございます。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。 東君。

6番（東 重弘君） 質疑に入る前に、ただいまの議案説明の中で、これからこの議事録を読まれる方が錯覚を起こすと思うところがございますので、ここで言う下村団地というのは、泉佐野市上之郷の下村地区であるということだけ申し述べて質疑に入ります。

去る6月議会に、私はこの事業の関連で2点に

ついて質疑をさせていただいて、そのことが御承知のように6月議会の本議案否決の原因の1つであったと、このように思います。（発言する者あり）原因の1つだと申し上げております。だから、この2点について再度本議会で質問するものであります。

まず1つは、この事業における兎田共有地の清算金の処分が国税特別措置法33条第3項の規定に照らして、譲渡所得であれば財産処分でないのか。この点と、もう1点は泉南市名義で処理をされていると、この2点について質疑を行いました。

今議会上程に当たって、この2点について見解はどうなったのか。泉南市名義ということにつきましても、泉南市の普通財産ともとれるんじゃないかというような意味を含めてお聞きしたんですが、この点について何か変わったことがあればお示し願いたいと思います。

議長（角谷英男君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） まず、1点目の清算金の問題ですけども、租税特別措置法上では所得の区分として譲渡所得になるものでございますが、みなし規定が適用されるため、実態としては不均衡、不平等を是正するための調整金でございます。土地処分の対価ではないと、このように考えております。

2点目のその後の経過でございますが、その後兎田区と協議をいたしまして、9月12日所有権移転によりまして、泉南市の名義から現在は泉南市兎田財産区の名義とさせていただいております。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 東君。

副議長（東 重弘君） 1点目のいわゆる財産処分でないのか、また財産処分なのかということについては、ここで議論しても到底時間がないし、堂々めぐりに終わる、このように思います。この件につきましては、六尾地区でも圃場整備事業の予定がありました。この中にも共有地があるということをお聞きしております。

この条例は、冒頭申し上げましたように、長きにわたって地元の事業関係者、債権を持っておられる方が、その自己負担分を拠出した金を農林省に返すために条例を制定すると、長きにわたって

制定しなければならないという趣旨であるとお聞きしておりますし、当然この条例ができなければ長きにわたっては相続等煩雑なものが生じてくる、このように考えます。

条例自体はぜひ必要なものだと思っておりますので、今議会では譲渡所得であるかということはいくらににして、また六尾の圃場整備のときにやりたい、このように思います。

そして、泉南市名義であるという指摘については、財産区の登記をされたと言われましたね。これはもう地元がそれで納得してるのかどうか。それだけ、納得してるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

それと、先ほど言いましたように、六尾の圃場整備に共有地があるということを申し上げましたが、これは圃場整備上、当然清算というのはついて回るわけですが、もし増歩ということになりますと泉南市はお金を出すんかどうか、出すとすればそのお金の款項目は何になるんか。

その2点お答えください。

議長（角谷英男君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） まず、地元の同意の点でございますけども、先ほども御説明しましたように、地元区と十分協議した上で御同意していただいております。

それと、増歩という形でもし圃場整備の形が出た場合、どのような節で対応されるのかということでございますけども、この点につきましては、款項目は当然事業科目によりまして、農林の場合でしたら農林でございますけども、圃場整備の目的によって変わると思います。

ただ、節は一般的に換地清算金の支払いについては補償補填及び賠償金が適当であろうと、このように考えておりますけども、調べた範囲内では今のところ増歩という府下でもちょっとないということでございますので、この節が適当であるかという点につきましては今後検討していきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（角谷英男君） ほかにありませんか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって議案第7号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第15、議案第8号 泉南市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（角谷英男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。神田助役。

助役（神田経治君） ただいま上程されました議案第8号、泉南市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の49ページをお開き願います。消防法の一部を改正する法律、消防法施行令の一部を改正する政令及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令がそれぞれ公布されたことに伴い、これら一連の法改正等により所要の改正を行う必要があることから、泉南市火災予防条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、議案書51ページ以降に記載のとおりであります。

改正の要点としては大きく2つに分けられ、1つには泉南市火災予防条例第3条から第20条までの部分において、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する基準が明確化され、また別表第3から別表第6までに規定されていた離隔距離に関する基準が別表第3に統一したものであります。

2つ目は、昨年9月1日に発生した新宿歌舞伎町雑居ビル火災を契機とする消防法の一部改正に伴うもので、第2章において立入検査の時間制限が廃止されたことによる規定の整理を、第40条及び第41条において避難施設等の管理の基準が消防法に明記されたことによる規定の整理を、第

49条において少量危険物等の取り扱い等に違反した場合の罰金を20万から30万とするための規定整備をそれぞれ行ったものであります。

この条例の施行期日につきましては、火気使用設備に関する部分は平成15年1月1日から、新宿歌舞伎町雑居ビル火災を契機とする消防法改正に伴う部分は平成14年10月25日からそれぞれ施行することにしております。

以上、簡単であります、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） これより質疑を行います。質疑はありますか。 和気君。

19番（和気 豊君） これだけ膨大な消防法の改正に伴う条例改正ですから、ちょっと今の一般的な話では、所管の委員会でどの程度お示しになっているのか知りませんが、付託案件でもないわけですから、もう少し本会議の論議を尊重していただくという立場で、もう少し立ち入った説明をしていただきたいというふうに思います。

それから、提案趣旨の中にあっただうかわかりませんが、階段等の避難施設及び防火設備の管理に関する条例中の規定については、新たに消防法により定められることになったために条例から削除すると。これはむしろあり方からいってこういうことでもいいわけですか。

法改正されても、それを受けて条例の中できちりうたうと、そういうことで初めて泉南市になり、泉南市で具体的にその法が執行されると、条例として受けて初めて法が執行されるということになるというふうに思うんですが、これは法があるから条例は要らんのやと。それやったら泉南市の条例はほとんど廃棄せなあかんのん違いますか。法を受けて条例化するのがこれは当たり前やり方ですから、そういうことはどうなのか。ちょっと私、法上の取り扱いからいえばちょっとよくわからないんで、そういうことについても、基本的なあり方についてお教をいただきたいと思います。

議長（角谷英男君） 西川消防長。

消防長（西川勝文君） ただいま和気議員さんの質問で2点ございましたと思うんですけど、1

点目の条例に関してもっと議会に資料として提出ということでございますけども、1つ目は、言いましたとおり1点目の第3条から第20条までの改正につきましては、火を使用する器具等に関する規制を要するに条例で定めるということになりました。

これにつきましては、改正の経緯ですけども、火を使用する設備とかまどの位置、構造及び管理、火を使用する器具等の取り扱いにつきましては、規制緩和等におきまして国際基準との整合性を図るために総括的に改正されたものでございます。これにつきましては、今まで市町村におきまして基準とか決めておりましたけども、国際的基準として包括的に各市とも同法になったということでございます。

もう1点目の2つ目の立入検査の撤廃、階段における等の問題ですけども、これにつきましては、昨年9月1日の新宿歌舞伎町の火災におきまして44名の死傷者が出た件につきまして、消防法の改正がなされたものということでございます。

その改正内容でございますけども、今助役さんが申しましたように立入検査の時間の撤廃。今まででしたら日の出から日没までというようになっておりましたんですけども、その件につきましては、雑居ビル等の経緯等が違いまして、昼間に飲食店とかあいてない場合もありますし、夜に開業するところもございますので、その点は撤廃された。

それにつきまして、階段等の避難につきましても消防法に明記された。今までは消防法に明記されてなかったわけなんです。それにつきまして各市町村の条例で決めていたところでございます。これにつきましては、消防法の中で明文化されたということで、法律が上位でございますので、条例から削除されたということでございます。

以上でございます。よろしく御理解のほどお願いいたします。

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） 例えば、消防長の所管ではありませんけれど、地方税法の改正なんかの場合には、法では改正されてるわけですよ。それでも条例要らんのやということになれば、泉南市

の賦課徴収条例なんていうのは必要ないわけですから、その辺の兼ね合いをお教えをいただきたいと、こういうふうには法でうたえば条例化することは要らんのかと、この辺をお教えをいただきたいというふうに申し上げたわけでありませう。

もうそれだけで結構です。

議長（角谷英男君） 西川消防長。

消防長（西川勝文君） 再度の質問でございますけれども、何で条例化されるかといいますと、消防法によりまして各細かい点は条例で定めなさいというふうに明文化されてます。第9条の方で、その部分につきましては市町村条例で定めなさいというふうになっておりまして、その部分につきましては消防法に明記されていなかったために条例化したところでございます。それにつきまして、今回の消防法の改正によりまして法律化されたということで、その部分を条例から削除したということでございます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） ほかにありませんか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって議案第8号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第16、議案第9号 平成14年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（角谷英男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。神田助役。

助役（神田経治君） ただいま上程されました議案第9号、平成14年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第5号）につきまして御説明を申し上げます。

平成14年度大阪府泉南市一般会計予算に変更を加える必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により補正予算を調製し、同法第96条第1項の規定により議会の議決を求めますのでございます。

補正の内容でございますが、議案書の65ページをお開き願います。歳入歳出の総額にそれぞれ6,167万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額をそれぞれ201億1,992万9,000円とするものでございます。

それでは、歳出の主なものにつきまして簡単に御説明申し上げます。

恐れ入ります。議案書の76ページをお開き願います。徴収費の償還金利子及び割引料2,500万円は、市税更正に伴いまして納税義務者に還付いたします過誤納還付金及び還付加算金が当初見込みよりふえましたために、その経費を補正するものでございます。

次に、78ページをお開き願います。身体障害者福祉費の報償費152万1,000円は、移動困難者に対する対外援助であるガイドヘルパー派遣事業で利用者数などが増加したため、その経費を補正するものでございます。同じく身体障害者福祉費の委託料500万円は、在宅の障害者の自立と社会参加の促進を図るため、在宅障害者の総合的な相談業務を行うための経費を計上するものでございます。

次に、78ページ下段から79ページ上段にかけて記載いたしております知的障害者福祉費の扶助費226万9,000円は、知的障害者入所施設待機者の入所が決定したため、その経費を補正するものでございます。

次に、80ページをお開き願います。土砂災害情報相互通報システム整備事業費の700万円は、土砂災害関連情報に関して市民との情報交換を直接行うためのシステム整備を大阪府から委託して行うための経費を計上するものでございます。

次に、81ページをお開き願います。非常備消防費の備品購入費200万円は、財団法人日本消防協会より女性消防隊による安全で災害に強い地域づくり推進事業として助成を受け、訓練用資機材並びに装備品等を購入するための経費を計上す

るものでございます。

次に、81ページから82ページにかけて記載いたしております留守家庭児童会費の備品購入費145万5,000円は、信達チビッコホームの新築に伴う初期投資として備品類を購入するための経費を計上するものでございます。

次に、同じく82ページに記載いたしております同和更生資金貸付金償還金利息及び割引料57万3,000円は、泉南市同和更生資金貸付基金への大阪府の貸し付け分について大阪府へ償還する必要が生じたため、その償還に要する経費を補正するものでございます。

次に、82ページから83ページにかけて記載いたしております農用地整備基金費の積立金1,180万円は、泉佐野市下村団地の区画整理事業が完了したことにより、地元負担金を管理するための経費を計上するものでございます。

お手数ですが、71ページにお戻り願います。第2表で地方債の補正をお願いいたしております。これは先般全員協議会におきまして御説明させていただき御協議いただきました泉南市財政健全化計画案に伴いますもので、これら財政の健全化を行おうとする団体に対し、大阪府が貸付金の貸付利率の低減により金利負担の軽減を通じて支援が行われるものであり、その支援措置に対応した地方債の補正でございます。

歳入につきましては、73ページから75ページにかけて記載のとおりでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） これより質疑を行います。質疑はありますか。 大森君。

4番（大森和夫君） まず、地方債の補正についてお聞きしますけれども、助役の方からお話ありましたように、財政再建化計画の支援策となるものですが、これは他市でも赤字を抱えてるところでは支援ということになってますけれども、他市の支援状況、これによって幾らの支援をもらっているのか、泉南市以外の状況を教えてください。

それから、今、市債の発行というんですかね、するときの利率はふだんというか、今の現時点、

大分利子も下がってますから当然7.5というようなことはないと思うんですけども、現在市債を発行したりする場合のその金額は幾らになってるのかということ、土地開発公社でもやっぱり利率のことが幾つか議論になりますけども、今までこういう借りがえの取り組みなどは行われてきたのか、これからそういう取り組みを強めていくつもりなのか。

当然、市の財政難でどんどん借金して利子がふえてくるという状況で、議会の中でもこの借りがえというのはいろんな提案もあったし、その取り組みについても市の方からも報告があったと思うんですけども、具体的に現時点ではどのような取り組みが行われているのか、お知らせください。

それと、最後に76ページの徴収費のところですけども、市税過誤納還付金と還付加算金、この内容とそれぞれの金額、内訳についても教えてください。

議長（角谷英男君） 谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） まず、大森議員御質問のこの大阪府の府貸付金の利率の決定方法ということで御質問あったと思います。これにつきましては、大阪府の貸付利率は基本的には政府の利率と同じ利率で市町村に対して貸し付けすると、こういう形で市町村に貸し付けがなされます。

ですから、その年その年、大体が毎年5月に地方債を発行するわけでございますけれども、そのときの政府の貸付利率、それとイコール、同じ利率で貸し付けするということです。（大森和夫君「それが幾らなのか、現行では幾らなのか」と呼ぶ）それは現行の率というのは今ちょっと資料ありませんので、後でまた報告させていただきます。

それと、赤字団体でございますけれども……（大森和夫君「市の財政健全化するんやぞ。利率どれぐらいですのん、安いのは」と呼ぶ）赤字団体でございますけれども、平成12年度は10団体ございました。そして、今回大阪府の財政支援を受ける団体としましては、一番大きいのがやはり赤字の大きい隣の泉佐野市さん、あるいは泉大津市さん、そしてあと四條畷とか枚方とか、こういった数字があるんですけども、例えば1つ例をとりますと、隣の泉佐野市さんの場合には27億

9,000万の平成12年度赤字だったと。ですから、その半分が今回の財政支援。これは当然各市が要望する額になっていくと思うんですけども、2分の1の14億弱ですけども、それぐらいの赤字支援を大阪府の方に要望されるのではないかと、このように思います。

ちなみに、泉南市の場合でしたら、12年度1億1,500万円でしたので、その半分として要するに近いところで5,800万円という形ですね。そういったことになると思います。

それと、あと徴収費の分につきましては、また担当課長の方から報告させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（角谷英男君） 東納税課長。

財務部納税課長（東 三郎君） それでは、私の方から償還金利子及び割引料について御説明を申し上げたいというふうに思ひます。

今回補正をお願いしております2,500万円につきましては、平成13年度中に納付をされました法人市民税が平成14年になって確定を見てきたというのが一番の大きな原因でございます。13年度の税が既に出納が締められております関係上、税の方からお返しするというわけにもまいりませんので、償還金利子及び割引料という形で還付をさせていただきます。

中身につきましては、昨今の不景気を反映しておるようございまして、一番大きなものでは570万、そして300万円台が4社、それに200万円に近い100万円台が数社ございます。あと、細かなものはちょっと資料としては持っておりませんが、かなり大きな還付が発生をしております。同時に、還付加算金もこの中で発生をしてくる関係上、合計2,500万円の補正をお願いしたところでございまして、御理解のほどよろしくお願ひを申し上げます。

以上です。

〔大森和夫君「借りかえの取り組みなんか全然話ありませんよ」と呼ぶ〕

議長（角谷英男君） 谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） 済みません。ちょっと1つ答弁漏れがございましたので答えさせていただきます。市債の発行の利率については、また課

長の方から御報告させていただきますので。

今までの要するに起債の借りかえの実行の状況ということで御質問がございましたけども、現在までこの市債の借換債につきまして、具体的には銀行から借りるとか、縁故資金という分なんですけども、その借入金について従来借りかえを実施しております。

そして、毎年この縁故債を発行する場合には、元金の償還の方法、これは半年賦の場合を1つ例にとりますと、1回につき元金の2%を毎回償還していきましようということになります。そうしまして、元金の定額ということになりますんで、その貸付期間が7年とか、あるいは10年とか、そういった形の縁故債の発行ということになりますので、7年にしますと2%ですので大体二七の14%の元金を返すということになります。

そして、今度最終の段階で残りの86%については1回で返しますよという償還の表をつくるんですけども、一番最終段階でまたその残りの86%についてまた再度借りかえしますというような、そういった形の起債の借り方というんですか、その方法でやっておりますので、そういった段階では借りかえというのをやっておりますけども、あと今回の借りかえというのは、今までは例がないということで御理解のほどお願ひしたいと思ひます。

議長（角谷英男君） 市道財政課長。

財務部財政課長兼行財政改革推進室参事（市道登 英雄君） 資金の借り入れ利率の件でございますけれども、期間によって違いがございまして15年で1.5%、それから20年で1.8%、これは公的機関からの借り入れということになってございます。

それから、縁故資金という形で銀行からの借り入れでございますけれども、これが直近の場合で10年後に借りかえということで2.04%というレートで借り入れを行っております。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 大森君。

4番（大森和夫君） 財政難の解決方法としてこういう借りかえというのが行われてて、それなりの成果もおさめてるようだという発言で、ほんま

に今いろんな借り方もありますけども、1.5%とか1.2%ですか、そういうのもあると。府の7.5%というのはほんまにひどいなと思うんですけども、これを2%引き下げたからいうて、これが支援かと思うんですよね。

それで、例えば今言いましたように、泉佐野やったら幾らですか、14億弱支援あるわけですよ。これは支援にふさわしいと言えるかどうかかわからへんけども、金額的に比べれば、泉南市の5,800万円に比べればこれなら支援と言えるかなと思いますわ。

例えば、この府にこんなんしてペナルティー科せられて財政計画まで出されて、府の管理下で財政再建するんじゃないくて、府のこういう府貸しという金額ですか、これを借りかえしたらどうですか、泉南市独自で。借りかえして1.5%や1.2%の分に借りかえと。

具体的には僕はどんな方法があるかわかりませんけども、そういう方法で借りかえした方が、府にお願いして 泉南市は府に対して言わなあかんことたくさんあるんですよ。それが何か支援もらうような形で財政再建するんじゃないくて、こういう府の基金を、府貸しでもまず借りかえしたら5,800万ぐらいのお金はすぐ出ると違いますが。そういうふうなところでの財政の健全計画を考えられないかどうか、その点お答えください。

議長（角谷英男君） 神田助役。

助役（神田経治君） 大森議員から府貸付金7.5%が非常に高利で、これを今回2%に引き下げることについて、それは支援ではないんじゃないのかと、当然のことでないかというような御趣旨の御質問が1点あったと思います。

これにつきましては、委員協議会の方で谷部長の方から御説明もさせていただきましたけども、昭和54年とか過去に金利の非常に高い時点で、その時点では政府資金と同じ利率という形で借りたものでございます。そういうものについて約定がございまして、基本的には償還が終わるまでその利率というのがこれは原則でございまして、それを今回こういう制度のもとで2%への借りかえということを認めていただくということは、一定私は大阪府の支援という形になるのではないの

かなというふうに思っております。それで、現実にその後の利息の軽減に十分なと思っております。

それから、借りかえについての谷部長からの説明がある部分ちょっと不十分でございまして、補足をさせていただきますと、借りかえというのは、基本的に相手さんとの間でそういう合意がないと、単にこちらの方から一方的に借りかえをさせてくれということで資金を仮に調達してても、借りかえに応じていただけないという性格のもんでございます。

したがって、泉南市の方では過去借りかえということが、先ほど申しましたように当初から毎年2%ずつ返して行って、最終年度になって84%ぐらいのやつを一遍に償還をするということではできないので、その時点について縁故債の貸付先でございまして銀行との間でさらに10年間の償還をするというような形では、通常の商慣習として成立をしておりますけれども、過去の高利の部分について、先ほど市道課長が申しました例えば15年もので1.5%、あるいは20年もので1.8%、あるいは銀行縁故でございまして現時点で2.04%というような形で、借りかえを認めていただくというのは非常に交渉が困難でございまして、一定そういうお話を銀行とさしていただいても、なかなか成立をするという話ではないというのが現状でございます。

以上でございます。

〔和気 豊君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） 今、利息のことについては、そのメリットについてとうとうとお述べになりましたけれども、質問の趣旨はそうじゃないでしょう。もう中身については触れません。賢明な府から出向されてる助役にしては、偏った答弁だと思いますよ。

大森議員が言うたのは、そうじゃないでしょう。余にも見返りが少な過ぎるんじゃないか。それに対して、大変な負担が市民には及ぶんじゃないか。それは一体どうなのか。それと付随した質問じゃないですか。

議長（角谷英男君） 和気議員に申し上げますが、

大森議員の質疑に対する議事進行なんですか。

1 番（和気 豊君） いや、議事がスムーズにいくために答弁はちゃんとしなさいと言ってる。議長（角谷英男君） ですから、それは大森議員が指摘することだというふうに思います。議事を続行します。大森君。

4 番（大森和夫君） 今の不足してる分は答えてくださいよ。佐野と全然金額違うんやから。

議長（角谷英男君） 神田助役。

助役（神田経治君） 佐野と支援の額が違うということについては、これは府の方で制度として考えられたものでございまして、我々としたらその制度に乗るか乗れへんかということを自主的に判断すべきものであると考えております。

泉南市としましては、当然にそういう財政の構造改革をやっていかなければならないという認識のもとに、主体的に判断をしてこの制度を活用していきたいというふうに思っております。佐野市と泉南市との額の違いにつきましては、それはそういう制度を府の方で考えられたわけでございますので、我々としてはそれに対して額が多いとか小さいとかいうべき立場にあるとは考えておりません。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 大森君。3 回目です。

4 番（大森和夫君） 最後に市長にお聞きしたいんですけども、市の自主性という立場から考えたときに、それから市長との公約という点で考えても、この計画の中身というのは、使用料、利用料の値上げの内容も明らかになってませんわね、これから議論するということで。これも今まで敬老会とか幼稚園の統廃合を見ましても、やっぱり拙速な提案が市政を混乱さすという部分もあると思うんですよ。

だから、これからどの利用料をするか、使用料を値上げするかわからない。それから、市長が提案していただきました普通建設事業費の内訳を見ましても、この中には学校の大規模改修とか、それから3 住宅、それから夜間診療所ですか、そんなもんはきちりした明確な位置づけがない。そういうものを受け入れていいのかというふうな気がするんですよ。

自主性を守る上でも、佐野と比べても2 けた違うような5, 8 0 0 万のために泉南市の自主性を失っていいんかと、私はそういう気がするんですけども、この計画というのは府に改善計画を出して、まあいえば府の管理下のもとで財政再建をしていくと、ペナルティーもかけられるというようなものを私は受け入れるべきでない。

市長がおっしゃったように、昔から泉南市独自で財政再建に取り組んできたのと、そう自負なされる市長でしたら、こういう形ではなくて市の自主性、市長の公約に照らしたような形での財政再建を行うべきだと思うんですけども、その点どうでしょうか。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 御承知のように、泉佐野市は赤字額が大きいから、その2 分の1 ですから当然額も大きいと、絶対値としてはね。我々の方は少ないから少ないと、こういうことで、少ない方がいいに決まってるわけございまして、そのためにも努力をしてきたと。

ただ、これから先を見ますと、経済もやはりさらに厳しさというのが続くというふうに思いますし、それから地価もまだ下落傾向にあるということからしますと、さらに苦しくなる可能性が非常に大きいと。そういう場合に、やはりできるだけ早めに手を打っておくというのが必要だというふうに考えております。

もちろん2 次行革というのはやってますけれども、そのペースでいくということになりますと、第一目的が財政再建準用団体に陥らないというのが一番の目的でございましたけども、ただそれだけでいってもこれからの時代にはなかなか非常に厳しい局面が出てくるんじゃないかということで、今回大阪府の方でそういう制度が創設されたということでございまして、我々の方もその絶対額としては五千数百万ということで少ないじゃないかという話もありますけれども、それは当然赤字額が少ないから少ないということになるわけなんですけども、それだけではなくて、もう少し今までの行革にプラスして構造的なもんから変えていく必要があるんじゃないかということで、今回、府は何も押しつけではありません。我々の方で選

択をさせていただいて、それに乗かって、そしてやはりこの際きっちりと財政の再建を目指していくという方がいいという判断をしたわけでございます。

それから、公共料金につきましては、今行革の中でも検討しておりまして、また取りまとめましたらそれぞれの所管の委員会にも御説明したいというふうには思っておりますが、本市の場合、長年据え置いてきたそういう料金といいますが、使用料も含めて結構あるものですから、それらは今の時代に照らしてどうなのかという検証をして、そして受益と負担という考え方から、改正すべきは改正すると、据え置くべきは据え置くと、こういう整理をしていきたいと考えております。

議長（角谷英男君） ほかに。 和気君。

19番（和気 豊君） ちょっと健康福祉部長ですが、大田さんにお聞かせをいただきたいんですが、来年度から介護保険制度が措置から契約に変わったように、障害者の施策関係も措置から契約に変わる。他市ではこの関係の予算、額は少ないですけれども、大きな制度変換だということで予算の上に計上してるんですが、泉南市はどこを見てもそういう説明を付随した額は出てこない。そういうのは十分対応できるんでしょうか。いろいろ受給者証の発行とか、そういう関係。

聞いてわかるということではなくて、やっぱり見れば一目瞭然というふうに 重要な制度改正ですからね。国が責任を持つ措置から個人が個人の責任において施設等に入所を希望すると、こういう契約に変わるわけですから、これは大きな変更ですよ。それをひとつお示しをいただきたい。

それから、もう1つ、子育て支援拠点施設整備事業費補助金というのがありますが、これは国、大阪府の緊急保育5カ年計画、少子化対策を中心にした。こういうことで5つの事業が提起されていた。その中の1つに入っているわけですが、それはほとんど泉南市はやられなかった。もう全くやられなかった。

今回、教育のところこれが入ってるんですが、その緊急保育5カ年計画との違いですね。これについてお示しをいただきたい、こういうふうに思

います。どういう事業か、事業の性格もあわせてお示しをいただきたい。

議長（角谷英男君） 中村教育総務部長。

教育総務部長兼教育総務課長（中村正明君） 74ページの歳入のところの教育費補助金、これの御質問が出ました。これはページ数でいいますと82ページに歳出の教育費でこれは留守家庭児童会費、現在信達のチビッコホームを新しくつくりかえております。その新設に当たっての備品購入費、これに対する補助金でございます。金額が歳出が145万5,000円、これに対して国が2分の1、大阪府が4分の1、これの補助率で補助されるものでございます。補助金としては101万4,000円、これがそうでございます。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 支援費関係で御答弁申し上げます。

78ページの需用費14万9,000円、これにつきましては支援費制度施行準備事業に伴います受給者証等の購入費ということで、制度の周知用のパンフレット、それと受給者証代という形で14万9,000円を計上させていただいております。

それから、その下の役務費の15万6,000円。これにつきましても支援費制度の関係でございます。支援費制度施行準備に伴います郵送料ということで、利用申請を促すための書類の送付代ということで予算をお願いしておるものでございます。現時点で予算化させていただくというのはこの2件でございます。

以上です。

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） 大田さんね、私はそういうことを言ったのではなくて、大きな施策変更でしょう、措置から契約という。これについては、該当する障害者の皆さんをお抱えになった家庭では物すごく不安でいっぱいなんですよ。国の責任がもう個人で、支援費ということで国から補助金は出るけれども、しかし個人で選択をしていかないかと。障害者を抱えて大変足の便の確保等困難を来してる御家庭にとっては大きな制度変更なんですよ。それがどういうふうになるのかと、そういうことははっきりとうたわないとこれはい

けないのではないかと、こういうふうに思いますよ。

私は、だから本当にわずかであってもよその市ではちゃんとこれについて説明書きをやってるわけですから、これは少なくとも担当の厚生消防常任委員会では、ここに隠されてるといって語弊がありますが、制度変更に伴うこれは1つの政策変更ですから、施策ですから、こういう施策に変わるんだと、国の方針を受け入れて市がこういうふうにするんだということですから、当然これはそういう方向でちゃんと対応してるんだと、これは説明されましたか。当然、説明があって私はしかるべきだということに思いますが、その点はどうか。

それから、中村さんね、あなた、ちょっと私2つ聞いたんですよ。緊急保育5カ年計画ですね。もう年度は終わってるんです、去年でね。このときにはやられなかったと、こういう子育て支援事業をね。1つの大きな柱になってるわけですが、今回のこれとの関係はどうなるのかと、同じような名前ですからね。所管が教育委員会だと。これは保育ですから、福祉の方で、民生費の関係で予算が計上されるべき問題なんです、これは一体どうなのかと。その辺の関係は、そして事業の性格はどうなのかということ聞いたわけですね。

留家庭児童会でも、いえばうちの場合は教育の方に置いてありますけれど、民生の方で所管をしてるという場合もありますよね。そのかわりに補助金のあれは違いますけれどね。そやけど、性格的には小学校低学年で保育に欠ける子供たちを措置するというので保育にも大いに関係があるわけですから、これはどういうことなのかと、こういうことでお示しをいただきたいというふうに質問したわけです。これについての財源の出所については聞いたわけですが、それだけしかお答えにならなかった。そういうことで御答弁をいただきたい。

議長（角谷英男君） 出口課長。

健康福祉部高齢障害福祉課長（出口 出君） 支援費の制度施行準備事業ということで補正予算を上げさせていただいております。15年の4月から身体障害者（児）と知的障害者（児）の福祉サ

ービスはこれまで行政サービスがもとでしたけども、いわゆる措置制度という仕組み、そういう仕組みから利用者自身が必要なサービスとか、そのサービスの提供事業者を選択できると、いわゆる支援費制度という仕組みに移行していきます。

我々としましても大事な制度ですので、広報と申しますか、やはり周知することが非常に重要であるというふうに考えておまして、実際本市では6月と9月に広報を、概要なんですけども、細かい部分につきましては、国の方ではなかなかまだ支援費にかかわる細かい部分というのが詰めがなされていない状況の中で、概略ですけども、6月と9月に広報の方で周知いたしております。それと、実際の障害者手帳を持っている方に対しては、障害者給付金の申請書と一緒に概要につきましても8月下旬に送付しております。

いずれにしましても、やはり初めての制度ということで準備がちょっとおくれしてる状況もあるんですけども、1つは国の方の情報 府も国と接触する中でいろんな情報をとってきていただいているんですけども、単価的なものとかそういったことがまだ不確定な状況の中で、ある程度4月からスタートするということが確定しておりますので、それに向けて準備作業をする中で、ある一定概要についてわかる範囲で、広報なりあるいは身障手帳を持ってる方とか、そういった方には通知しているのが現状でございます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 中村教育総務部長。

教育総務部長兼教育総務課長（中村正明君） その辺の詳細、ちょっと私も不勉強なところがありまして、資料的にまた後で提出したいと思っております。

議長（角谷英男君） 和気君。3回目です。

19番（和気 豊君） 素直な御答弁いただきまして、結構です。

大田さんね、私は議会でこういうふうな大きな制度変更のときには、審議できるようにやはり説明書き等で書いてほしいと、こういうことを言ったわけですね。説明については私はわかった上で説明してるわけですから、受給者証なんかの発行についてもやらなあかんでしょうということまで言うてるわけですから、やっぱり議会と行政との

関係のあり方の問題として私は提起してるわけですから、その辺は今後議案書の扱いについてはこういうふうにさせていただきますと、こういう答弁をいただきたいというふうに思うんですよ。ちょっと質問に対する素直な答弁をひとつお願いをしたい。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 支援費制度につきましては、今現時点で市として市民に対して周知できることというのは、今課長の方から御答弁を差し上げたとおりでございます。我々といたしましても、できる限り、大きな制度変更でございますので……（和気 豊君「予算の上でな」と呼ぶ）それは十分にやっていきたいというようなことでございます。

それと、予算の中につきましては、今回それに伴う必要経費ということで、先ほど申し上げました予算を計上させていただいておるところでございます。今後支援費制度……（和気 豊君「聞かなわかれへんのはあかんと言うてるねん。書いとけ言うてる、説明の中に」と呼ぶ）中身につきましては、今後予算書を見ていただければわかるような書き方というんですか、それは検討してまいりたいと、このように考えておるところでございます。中身につきましては、先ほど申し上げたとおりでございますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） ほかに。 島原君。

16番（島原正嗣君） 簡単に3点ほど質問をいたします。

先ほどの提案理由の説明でちょっとわかりにくいところだけを確認したいと思いますが、78ページの身体障害者福祉費の関係ですが、財源の内訳で8の報償費が出るわけですが、このガイドヘルパー派遣事業の謝礼というのは、具体的にどういうことをガイドしておるのか、この内容等について明らかにしていただきたい。

それから、その項の13の委託料ですが、一般財源で500万程度ついてるわけですが、身体障害者支援事業委託料というのが出てるわけですが、実際には4,206万9,000円となっておりますが、この委託先はどういう状況なのか。それから、

具体的な内容もあわせて御答弁をいただきたい。

それから、80ページですが、土砂災害の府の補助による事業ですけれども、これ委託660万ほど組まれてるんですが、どういうところにどのような委託をするのか、もっと具体的に説明をいただきたい。

以上です。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 2点ほど御質問があったと思います。

まず、ガイドヘルパーの派遣事業でございます。152万1,000円を補正させていただいておるところでございますが、ガイドヘルパーの派遣の時間数がふえたということの補正でございます。これにつきましては、買い物とかそういうようなときにガイドヘルパーがついて案内をさせていただくとか、そういうような事業のガイドヘルパーでございます。

それと、500万の委託料の関係でございます。これにつきましては、障害者生活支援事業ということでございまして、制度の趣旨といたしましては、在宅障害者に対し、各種の福祉サービスの利用援助、社会資源の活用、社会活力を高めるための支援及びあカウンセリング、各種情報提供等障害者及び家族の地域生活を総合的に支援し、もって障害者の地域での自立と社会参加を促進することを目的といたしておるものでございまして、これは実施主体が市町村ということになっておりますが、私どもの方は社会福祉協議会の方に委託し実施してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

それと、この事業につきましては、泉州南障害保健福祉圏域ということで圏域事業でございます。泉佐野市から岬町までの3市3町に居住している方の生活支援を必要とする身体障害者及びその家族ということになってございます。この圏域で2カ所という位置づけがございまして、現在1カ所泉佐野市の方でこの10月から実施する予定ということになってございます。私どもの方は来年の1月から実施したいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 木岡施設管理課長。

都市整備部施設管理課長（木岡敏雄君） 私の方から、土砂災害情報相互通報システム整備事業のうちの委託料660万円について御答弁申し上げます。

これにつきましては、予算が通り次第、一応コンサルタント会社に発注するわけですが、ですからどの業者がするかというのは今のところ未定であります。

それと、これはどういうことかといいますと、一応土砂災害の情報相互通報システムの基本計画を策定するというのでありますので、これによって委託契約するわけでございます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 島原君。

16番（島原正嗣君） 再質問をいたしますが、御答弁をいただきましたこのガイドヘルパーの派遣ですね。これはいろいろ買い物とか在宅の方々の介護に対するサービスやと思うんですが、これは一応ガイドヘルパーのサービス派遣については、このサービス料というのは、例えば個人の場合とか、あるいはどっかの会社に請け負わすとか、あるいは市のガイドヘルパーというんですか、そういうようなものを構成されてるのかどうかですね。

そのガイドヘルパーに支払う 個人の場合はどういう形で支払ってるのかですね。日額幾らとか、時間単位で決められてるかとは思いますが、でも、どういう形の制度をとられてるのか、謝礼をしてるのかですね。これすべて泉南市のヘルパー職員 泉南市の場合は給与を払ってるから必要ないと思うんですが、第三者機関に委託する場合はしてるのかどうか、またされるのかどうか。

それから、在宅介護とこのヘルパーの問題ですが、このヘルパーの派遣の対象は、寝たきり老人とか、今言いました在宅介護とか、いろいろ方法があると思うんですが、これは例えば痴呆症とかこういう人々に対するサービスは一体どないしてるのか、若干関連性がありますからお聞かせをいただきたいと思っております。

それから、2点目の委託料でございますけれども、社協の方に委託をすると、こういうことで

けれども、したがって泉南市の場合は来年の1月からと、こういうことですが、泉佐野市と泉南市の場合のいろいろ区域が分かれてるようでありますけれども、なぜ泉南市の場合はそれだけおくれるのか、その理由を教えてくださいたいと思っております。したがって、障害者支援活動に対する泉南市の対象者というのはどれくらいおるのか、わかってなければ結構ですが、わかっていればお知らせをいただきたい。

それと、最後の情報システムの関係に委託をすると、こういうことですが、もっと具体的に土砂災害等の情報相互通信システムという整備事業ですから、これは全く新たな事業だと思うんですが、どこにどういう形で情報が入るのかですね。例えば、消防署かどこかわかりませんが、泉南市に特別にそういう通信を受ける課が新しくできて、そこから市民の方にどういう形で流れていくのかですね。そういうその形態についてもちょっと教えてくださいよ。今後どういう形でこれらの問題は事業が進展していくのか、もっと具体的な説明をしていただきたい。

以上です。

議長（角谷英男君） 出口高齢障害福祉課長。

健康福祉部高齢障害福祉課長（出口 出君） ガイドヘルパーの派遣事業ということで、どういう形の仕組みになってるのかということでお答えしたいと思っております。

ガイドヘルパーの派遣事業につきましては、先ほども部長の方からもお話しありましたが、病院へついていくとか、日常の付き添いですね。そういったことで社会参加するためにヘルパーが障害者の方をガイドする事業ということなんです。

このヘルパーにつきましては、大阪府のガイドヘルパーの養成研修を受講して修了した方で、市へ登録していただきます。そして、要請があったときに登録されたヘルパーと一緒にいっていただきます。

謝礼の部分なんですけれども、これは業務1時間当たり1,300円を謝礼としてお渡ししております。

それと、委託料の関係なんですけれども、佐野の方が10月と、泉南市の方が1月からの実施ということでした。これは大体障害者の福祉

行政といいますか、福祉施策の中で個人給付とかいう部分につきましては、これは一定なくなっていくという中で、いわゆるビルドという分がないということで、我々としまして、ことしの当初からこういう事業がメニューにあるということを知りまして、ビルドの部分に当たるということで、そのあたりにつきまして財政当局ともいろいろ御相談した上でやってきたという経過の中で、府の方とのこの関連の経費的な問題とかいろいろな詰めもございまして、一応我々としましては1月からの実施ということになったという経過でございます。

対象者につきましては、視覚障害者のガイド、それと全身性の障害を持った方、いわゆる車いすで押していくという障害を持った方に対するのガイドとか、あるいは知的障害者のガイドなどもやっております。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 木岡施設管理課長。

都市整備部施設管理課長（木岡敏雄君） それでは、私の方から再度の御質問に御答弁申し上げます。

とりあえず平成14年度で事業費として全体的に700万円、これは土砂災害情報相互通報システムの基本計画の策定ということ。これは3年事業でありまして、平成15年度につきましては、事業内容といたしまして無線機の設置12カ所ぐらいを予定しております。この設置場所については危険箇所に伴う集会場等の設置を予定しているところです。集会場とか区長さん宅とか、そういうところを予定しております。

また、16年度につきましても1,050万円、これにつきましては相互通報装置の設置ということで32回線。携帯電話の防災担当者に警報等が発令されたときに、自動的に呼び出しの電話がかかるシステムというふうに予定しております。トータルで3年事業といたしまして1,800万円、これを予定しているところでございます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 島原君。3回目です。

16番（島原正嗣君） 知的障害者の場合は対象になってるんですが、私が最後にこの部分で聞い

たアルツハイマーというんですか、痴呆症の方々の対応というのは一体介護の対象になってるのかどうか、そこらあたりはどないなんですか。法律上の解釈からすれば非常に難しい問題もありますけれども、これから痴呆症の方々は随分とふえてくるんじゃないかというふうな予測もありますし、これも1つの介護の対応という視点で行政としては考えておく必要があるんじゃないですか。これが1点。

現在のところそういうものは対象になってないと。知的障害者というじゃ定義は一体どこからどこまでやということになると思うんですが、そのことも含めてわかってる範囲でお答えをしてください。

それから、大阪府のヘルパーの試験に合格をした方が泉南市に登録をして、泉南市の方から個々に要請をしていると、こういうことですが、この大阪府のその試験内容というのは、これは1級になるのか2級になるのかですね。そういうヘルパーの基準というものがあると思うんですが、そういう方々は何級の方が 買い物の手伝いをしたり、いろんな洗濯をしたりということもあるでしょうけれども、対象にしてるのか、どのぐらいの登録があるか、わかっておれば教えていただきたい。

これはたくさんある場合は、どういう形で訪問依頼をされておるのかですね。先着順というような形になって、登録順序に応じて割り当てをするのかどうかです。お聞かせをいただきたいと思えます。

それから、木岡課長ですか、部長ですか、ちょっと役職はわかりませんが、問題はこういうシステムの中心は、通報情報を流す本部いいですか基地というのは、これは泉南市役所から例えば区長さんの御家庭に、自治会長の家に通報すると、ということなのか、いや、まだ具体的に決まっていないので、これからそうした問題も含めて詳細な検討をするということなのか、そこらあたりもう一度御答弁をいただきたいと思えます。

ただ、無線なんかは、これは一定の許可をとらなくても、勝手に自治体の判断で各家庭と役所なら役所の関係で置けるのかどうかですね。これは

たしか電波法か何かの関係があると思うんですが、そこらあたりの見解を示していただきたい。

以上です。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） ガイドヘルパーの派遣の対象の障害者というんですか、これにつきましては、視覚障害、それに身体障害、もちろん知的障害も入ります。

後のガイドヘルパーの基準というのは、ちょっと私の方は把握しておりませんので、後ほど担当課長の方から御答弁差し上げます。

議長（角谷英男君） 出口高齢障害福祉課長。

健康福祉部高齢障害福祉課長（出口 出君） 私の方から、ガイドヘルパーの部分について続行答弁いたします。

普通の老人のホームヘルパーという形ではございませんで、ガイドヘルパーにつきましては、先ほど申し上げましたように、府で一定の講習を受けた上で市の方に登録して、利用があれば派遣するという形になっております。

アルツハイマーといえますのは、やっぱりそのあたりにつきましてはこれは難病の部分になってきまして、ガイドヘルパーの対象としましては、身障手帳を持ってる、それと療育手帳を持ってる方とか、そういった方の場合、難病とは別に、難病であってもそういうものがあれば利用に登録されたヘルパーを派遣すると。ですので、通常の場合のヘルパーというんですか、在宅支援のヘルパーというよりも、ガイドヘルパーというのはやっぱりまた違うという部分がございます、その辺よろしくお願ひいたします。

議長（角谷英男君） 木岡施設管理課長。

都市整備部施設管理課長（木岡敏雄君） まず第1点目に、機械等については市役所に置くのかという御質問だったと思いますけども、これについてはあくまでも市役所に置くという前提のもとで、これからコンサルと詳細な詰めを行っていききたいというふうに考えております。

また、無線機の免許ですか、それについては今後どういうふうに 区長さんここに設置するのであれば、当然免許の要る周波数の無線機が必要なのか、あるいは周波数によって免状が要らない

のか、そこらあたりも再度検討した中で、これからコンサルとの中で詰めていききたいと、かように思っております。

また、土砂災害の110番というのを受けるところですね。それについても当然24時間体制であります消防署さんにもお願いしなければならないということもありまして、そういうような形で一般個人からの電話の110番通報という形のシステムづくりもやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 質疑の途中でありますが、3時30分まで休憩いたします。

午後2時58分 休憩

午後3時33分 再開

議長（角谷英男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行します。質問のある方。 北出君。

12番（北出寧啓君） 細かいことでなくて、基本的なことをちょっとお尋ねします。

財政健全化の中で、全体の動きの中で、経常収支比率が出てるわけですけども、例えば13年度100.7ということなんですけれども、経常収支比率の計算式が変更されてるはずなんで、旧来の経常収支比率の計算式でいうと、平成13年、14年というところの経常収支比率は実際幾らなのかということと、もう一つは標準財政規模ですけども、このまま大体同じ額で平成18年ぐらいまで推移していったわけですけども、この標準財政規模自体、今後小泉首相が交付金の絶対額を減額するという方向が出てきてますので、これは市町村合併も絡んでくると思いますが、私はその標準財政規模がこのまま推移するとはちょっととても思えないので、その辺の判断がどのようになされているのか、もうこの形で完全に収納は推移するというふうに判断されてるのか、その点についてお聞きしたいと思います。

議長（角谷英男君） 谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） 北出議員御質問のこれからの経常収支比率と、それと標準財政規模の状況はどうなるかという御質問でございます。

まず、経常収支比率につきましては、平成13年度から実はこの計算方法が変わっておりまして、13年度からは減税補てん債と、それと臨時財政対策債、この分について従来含まれておりませんでしたけども、13年度からは……（北出寧啓君「もう少しわかりやすく、声をゆっくりとわかるように」と呼ぶ）ちょっと声がかすれてまして済みません。きょうはちょっと風邪引いてまして、済みませんけども、ゆっくりしゃべりますんで。

従来の経常収支比率の分母ですけども、実は13年度から減税補てん債と、それと臨時財政対策債、これは地方債の方に入ってくるんですけども、その分が分母の中にプラスされるということになりまして、平成13年度の経常収支比率は100.7というふうになっております。

それは12年度と同じ計算式でいきますと103.8という形になるんですけども、これからは減税補てん債あるいは臨時財政対策債は、これは税が減収したということでそれに見合う分で地方債を発行するという、そしてこの分についてはどの経費に充ててもよろしいですよという、別に用途の決まってるものでもありませんし、これからはこの計算式でされていくだろうということになると思います。ですから、経常収支比率は平成13年度100.7ですけども、この計算式で14年度以降も比率については計算されるということになると思います。

それと、標準財政規模のこれからの推移をどういうふう考えてるのかということでございますが、実際標準財政規模は12年度までは4%あるいは2%といった形である程度右肩上がりですてきたという現実がございます。そして、平成13年度は1.6%で下がったということになるんですけども、今回の財政健全化計画では標準財政規模についてはほとんど横ばいか少し下がるという形で見えております。これからもこの分については、多分以前みたいに右肩上がりでは標準財政規模は大きくなっていかないということですけども、横ばいで推移していくのではないかと、このように考えております。

以上です。

議長（角谷英男君） 北出君。

12番（北出寧啓君） 私はあえてこの問題に限定して質問してますので、公共事業関連は質問はしませんけれども、この範囲でも旧来このまま説明がなかったら、わっ、下がったんだと、経常収支比率がですね。しかし、実際今年度はそのまま、旧来の判断をすれば今おっしゃられたように3.1上がって103.8なわけですから、我々としてはそういう判断をまずしなきゃならないということで、その判断の根拠ぐらいはやっぱり丁寧に議会に対して説明しておくべきだったろうというふうに私は考えます。

それから、先ほども申し上げましたけども、今の中央政府のやり方というのは、地方交付税の総額を減額していくという方向が出てきてますので、合併すればそれなりの維持はできるかもわからない。しかし、合併してもいろんな事情をとということで、昔の合併と同じように3年ぐらいたったら標準財政規模を減額してくるというふうな形で出てくるんじゃないかなというふうに非常に懸念してますので、財政当局としてはその辺の負の部分も考慮に入れて、今後への財政再建計画を厳密に立てていただきたいというふうに考えております。

もう以上で終わります。

議長（角谷英男君） ほかにありませんか。

真砂君。

21番（真砂 満君） 何点かお聞かせいただきます。

まず1つに、この補正予算とさきに上程しました議案との関係なんですが、この補正の中に議案第5号並びに6号に関する部分が含まれているわけですね。そういった意味では、この補正予算が可決、否決それぞれに判断があるんですが、可決されたと仮定した場合、常任委員会で審議をする部分に一定の枠といいますか、制約がかかってしまうということがあるというふうに思います。

それはそれぞれの議員さんの判断ですから、補正予算で判断する、また委員会は委員会で判断する、それをまた本会議に返していただいて判断する、それが一定であればそれでいいんですけども、場合によれば違う結果が生まれる可能性もある。そういった意味からすれば、この部分については、当初はもちろん即決でありましたからそれはそれ

でよかったんですが、今回の取り扱いとしては委員会付託と。

これは行政、変化があったということで、行政側からの要請もあったというふうに聞いておりますけれども、それならば同じようにこの部分を外して取り扱おうと、そういった方が賢明ではなからうかなというふうに思います。

しようとするれば後でその分、例えば否決されたら未執行という形があるかというふうに思いますけれども、それは最終的な結果の処理であって、従前の当たり前の姿からすると、その手法としてはおかしいのではないかというふうに思います。その辺の見解を求めたいと思います。

それと、同更の関係で、6月議会に話しさしていただきましたけども、この間の同和厚生資金の関係でさまざまうわさ話が世間、また議会の中、役所の中を通じていろいろ言われております。この間そういったうわさ話の中で、それぞれにされたその方々の名誉の回復等についてはどのように考えられておられるのか、そこらあたりについて明確にさせていただきたいというふうに思います。

次に、財政健全化計画であります。

これは向こう5年間、泉南市にとって非常に重要なことだということで、神田助役が従前でない全員協議会を開催していただいて説明をいただきました。向こう5年間泉南市にとってこの計画が非常に重要であるとするならば、実質的に御報告もいただいて4時間程度の審議でしかないわけでありまして、言われてる部分と議会に与えた時間、それを比較すると非常に希薄であるなというふうに感じます。

それと、その中身ですよ、要は中身だというふうに思うんです。この歳入にしても歳出にしても、まだ何一つ決まっていない、すべてこれからであるわけです。ただ、今回のこの補正予算の議案としてトータルで審議しておりますから、これを可決した場合、これに向けてすべてが進んでいくと、そういうふうになってるわけでありませぬ。府の支援ですから、当然5,800万の支援を受ける。ただ、いいことばかりではございませんから、これができなかった場合、マイナスの部分があるということでもありますから、その影響とい

うのは非常に大きいわけですよ。

具体的に、貸付金利の引き下げの措置をその時点で当然切ってしまうと。それと新規の貸し付けも3年間停止をするということでもありますから、府貸しにある程度頼ってる泉南市としては、その制度を切られるということは非常に大きいわけでありませぬ。そういった意味では、この歳入にしても歳出にしても本当にできるのかです。きょうの時点で、きょうのこの可否によってそのことが縛られるわけでしょう。

そういった意味では、本当にこの中身の審議すらきちっとできていないきょうの段階で、この審議の可否を求めるということに私は非常に無理があるのではないかなというふうに感じるんですが、個別の話に入る前にそこらについてはどう考えられておられるのか、お答えいただきたいと思っております。

議長（角谷英男君） 谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） まず最初に、真砂議員御質問のこの議案と、それと補正予算の関係でございます。

先ほど成田議員からも御質問あったと思うんですけども、この議案につきましては、今回2つの議案が委員会付託になってる、そして歳出の方で一般会計の方になってるということになります。ですから、我々としては、この議案と補正予算は一体の関係にあるということは承知しております。

ですので、補正予算の執行につきましては、当然その委員会付託でもし何らかの結論が出た場合には、その結論に沿った形で歳出予算を執行してまいりたいと、このように考えております。ですので、その議案の順番が委員会付託ということで、結論づけが後になるということになっておりますけれども、この補正予算の分については、予算については当然その議案とも関係がありますので、それはそういった形で我々としては執行してまいりたいと、このように考えております。

それと、次に健全化計画の分でございますけれども、まずこの健全化計画の中身の審議がちょっと時間が少ないのではないかということでございます。確かに、この財政健全化策につきまして、

財政運営を決める重要な案件であるということで、その作成については時間を相当要したことは事実でありまして、それにつきまして財政構造を改善するための経常収支比率でありますとか、ほかの歳入歳出の見通し、このシミュレーションを繰り返したということもありまして、結果としまして議会への健全化策を提示するということについては遅くなったということは、我々としても承知しておるところでございます。前回、全員協議会の方で説明さしていただきましたけれども、我々としては今後この計画に基づいて進めてまいりたいと、このように考えております。

それと、次に府のペナルティーの関係でございますけれども、これは実際これから健全化計画でお示ししました内容で、これから我々は進めてまいりたいと考えております。ただ、この今回お示ししました計画につきまして、これから我々まだ協議していかなければならない点が多々あります。ですので、この総枠としてこういった形で赤字を解消する、あるいは経常収支比率を改善していくという形で進めていきたいと、このように思っております。

そして、これから具体的な数字につきましては、毎年毎年当然数字は変わってくるというところもございまして、その辺はその年々で数字をローリングしながら考えてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 同更資金の関係で6月からうわさされた人の名誉回復という御質問でございますが、私の方、申しわけございませんが、承知してございませんので。

議長（角谷英男君） 真砂君。

21番（真砂 満君） 同更の関係でありますけれども、今谷部長がおっしゃられた後の事務的な処理の仕方とすれば、確かにそういうことだというふうに思うんですよ。ただ、私が言いたいのは、付託をするわけですね、中身についてね、細かな議論も含めてしていただく。その前にこの予算の可否がその審議に影響するでしょうと言うてるんですよ、この補正予算として可否したときにね。

それは形としてはおかしいんじゃないですかというふうに聞いてるんです。

ですから、そういった連動性のあるものについては、基本的には外しとくべきではないのかなというふうに思うんです。でないと、常任委員会に対してありきで審議をしていただくということになるわけですね、反対であろうと賛成であっても。そうすると、やはり方向性、審議の中身にしても制限を加えるということになってしまう可能性が非常に高いというふうに思います。

それと、大田部長、そら正式コメントでそういうふうにおっしゃられるんですか。私は、そのお答えが正式コメントであれば非常に憤りを感じますよ。あなたの方からいろんな話も発せられたことないんですか。そんなこと言いたくないですよ。それが正式コメントであれば、私は守秘義務を含めて泉南市役所に対して抗議を申したいと思いますよ。

ですから、私は6月議会のときに、行政の責任または運動団体の責任、条例でうたわれている償還組合の責任、どこに原因があるのかははっきりしてくれと、そのことを申し上げたんですよ。市役所の中でそんな話が一切ないんですか。私は、地域の人間としてうわさされている方々について非常に迷惑をこうむっている、だからきちっとしてほしい、それが行政の責任としてこのことが発せられているとするならば、行政の責任というのは非常に大きい、そう思いますよ。改めてお聞きをします。

それと、財政健全化計画でありますけれども、これからの部分というのは非常に大きいんですよ。逆に言うならば、すべてがこれからだと思うんですよ。ただ、さきも言いましたように、この補正予算で可決をしてしまうと、ここに前回いただいたペーパーに基づいてすべてが行われなければ、この健全化計画というのは成り立たないんですよ、そうでしょう。だから、これがすべてなんですよ。これがなければできないわけでしょう。

だから、一般質問でも言いましたように、既にみずからが立てた行財政改革実施計画でも、立てながらでもきちっとできていないから数字が悪かったわけでしょう。これが本当に生易しい内容で

あれば別ですけども、今まで泉南市として財政当局が出してきた行革の内容よりも、さらに増しての積み上げ策なんですよ。本当にこれが可能なのかどうかですよ。それだけのやっていくというものがあるのかどうかです。そこが今求められると思うんですよ。

そのためにも、中身審議をするにも、議会にも協議をしたり、中身についてこれで本当にいいのかどうかという時間をやっぱり与えるべきですよ。内部調整に時間がかかる、それはそうでしょう、これだけの中身を議論するわけですから。他市よりもおくれでも議論する時間がかかった、調整するのに時間がかかった、これは一定理解をしますけども、なぜこのことを前提に、この計画案を前提に進めるための議会審議をこれほどにまで軽視をするんですか。私にはそこがわからないんですよ。議会に対してきちっと説明もせんと、一般質問の聞き取りだけ、議運が終わったら直ちに來る、そういったあなた方の姿勢が問題じゃないですか。

この入にしたってそうですね。これからいろいろな市民負担が増してくるわけですね。さきの答弁では市長の方が、この間の泉南市の使用料、ほかの料金体系もそうですが、長年上げていないからというお話でありました。確かに、そういう部分というのはあると思います。そういった意味では、もう以前から言ってますように、一定の期間の中でよくても悪くても見直していく、そういった必要性はあると思うんですよ。

ただ、こういった今のこの御時世の中で、やはり使用料なり市民負担の増といえ、市民にとっては非常に大きいわけですね。一般的な市民とすれば、納税をしてきてこれほどまで財政が悪くなったというのは、やはり財政執行している行政側にあるというふうに大部分の市民の人は思っているはずなんですよ。市民としたら納めるべき税金を納めているわけでしょう。

その使い方、いろいろな社会情勢なりいろいろな変化の中でこれほど悪くなっているんですが、すべてが行政のミスだとは言いきりませんが、やはり財政を預かって執行している側の責任というのは一定あるわけですよ。議会にもあると思いますね。そのことを審議をして可決をしてるわけ

ですから、議会にもないとは言いませんけども、やはり多くは行政側にあるわけですから、まずその責任の明確化をして、さらなる住民負担をお願いするんやったら住民負担をお願いする、そういった形にしていかなければいけないと、私はそういうふうに思います。

こうやって回数の制限がありますから加えて言いますが、これも何回も申し上げてますけども、やはり普通建設事業費の内訳ですよ。以前には20億という数値の中で今後進めていくというようなお話があって、今回の計画の中では18億、最終年度では12億の枠の中でしていく。新たな箱物運営はしていかないというお話であります。

確かに、もうこれだけの厳しい財政事情でありますから、したくてもできない、やらなくてもいけない事業も先延ばしをせざるを得ないという状況についてはよくわかるんですが、ここに占めてくるこの中身を見させていただきますと、農業公園の占める割合というのは、やはり非常に大きいんじゃないのか。この農業公園が決してむだな事業だというふうには思いませんが、この厳しいときに今必要なかどうなのかです。市民が本当に農業公園の建設をこの18年度までにこれだけの費用をかけて求められているのかどうか、そういうことだろうというふうに思うんです。

泉南市の身丈に合った、市民が今何を望んでいるか、そういったニーズに合った普通建設事業費の割り振りをしていくべきではないのかなというふうに思うんですが、同じことばかり言っても始まりませんので、今仮にこの農業公園をストップした場合、どれだけの費用になるのか、加えてこのまま建設を続けていった場合、後のランニングコストも含めて、継続していった場合どれだけの費用になるのか、その差は一体どれだけののか、そういったことを当然のように検討されているというふうに思うんですが、この際そういった比較検討の数値も明らかにしていただきたいというふうに思います。

議長（角谷英男君） 神田助役。

助役（神田経治君） 真砂議員の御質問のうち、今回の健全化計画の地方債の借りかえの予算が今上程されおります補正予算の中に入っております。

すので、これが仮に可決されるとすれば、今後5年間の泉南市の財政運営を規律をしてしまうのではないかと、中身についてまだ付託確定の要素がいろいろあるのに、その辺について理事者の考え方はどうかと、また決意はどうかという御質問についてお答えをさせていただきます。

今回の健全化計画につきましては、いわゆる財政収支の改善だけではなくて構造にもメスを入れるという考え方のもとに、大きなフレームといたしましては、平成16年度末の赤字の解消、それと18年度末の経常収支比率の12年度ベースから5ポイント下げるということで、具体的にいきますと93.2%という、こういうフレームが健全化計画のエッセンスというふうに考えてございます。

そうした中で、今回お示しをさせていただきました主な取り組み項目ですね。これについては確かに今後市民の方々にも、あるいは職員の方々にも、新たな痛みを求めることになるわけでございます。その前提といたしまして、大部分につきましては本議会に御審議をお願いして可決をしていただかなければならない案件というものもございます。

しかしながら、我々としてはやはり今後の新しい市民ニーズに対応して、またさまざまな政策課題に柔軟に対応していくためには、このフレームを最低限やはり達成をしなければならないという強い決意でありまして、市長のもと一丸となりまして、この計画の達成に全力を傾ける所存でございます。

当然、市民の方々あるいは職員の方々にも市財政の現状を十分御説明をさせていただいて、そういう今後の財政構造の改革を図り、多様化する行政ニーズに的確に対応するためにはぜひとも必要であると、そういう取り組みであるということを理解いただきますよう全力を尽くしたいというふうに考えてございますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

議長（角谷英男君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） ちょっと数字を計算してみなければわからないんですけども、概念だけお答えさせていただきます。

これまで国庫補助事業2分の1、あるいは大阪

府の補助15%なりいただきながら取り組んできております。残事業費につきましては、上物が約4億でほとんどが市の公社用地、あるいは府の公社用地等でございます。用地についてはすべて既にお買い取っております。だから、上物については国費2分の1ですんで、4億としたら2億ということでございます。もしこれをやめると、今までの補助金のいわゆるペナルティーとして全部国費を返還せないかと、そういうマイナス面がございます。

それと、今後やりたくても、当然いやもう信用ならんということで多分国費はつきません。一切もう補助事業については難しいと。一たんやめると、これまでの分は返還ということを考えますと、上物4億残ってますけども、2分の1補助という中で、何とかランニングコストが安う上がる方法で進めていく方が、今までの補助金の返還とかいろいろございますんで、できましたらできるだけ運営経費が安う上がるように今後検討しながら引き続いてやっていきたいということで、もしやめるとかなり損害というんですか、そういう面もございまして、その点よろしくお願ひします。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 同和更生資金の関係でございますが、6月議会から資料要求に基づきましていろいろの資料を提出はさせていただいておるところでございます。それに基づいて委員会の中で説明をし、議論をさせていただいたわけでございますが、それ以上の部分につきましては、議員おっしゃられてるようなこと、私、どの部分をおっしゃられてるんかちょっとわからない部分もございまして、その辺ちょっとお答えはいたしかねるということで、先ほど御答弁申し上げたところでございますので、よろしくお願ひします。

議長（角谷英男君） 谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） まず、真砂議員御質問の第1点目の審議の順序でございますけれども、先ほど答弁させていただきまして、今回補正予算としては出ささせていただいてます。それで、あと審議が逆になりますけども、そこについては

委員会の付託された審議の状況を見てその予算の執行をしていきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、あと市民負担の関係でございますけれども、この分につきましては、一般質問の方でも御質問がたまして答えさしていただきましたけれども、今の使用料とか手数料、これにつきましては相当長い期間見直しを行っていないということもござひます。

その中で、今回の新行財政改革大綱の中にも使用料、手数料の関係をこれから見直しをいきたいと思いますということで、現在部会があるんですけども、そちらの方で検討しております。ですから、今回の健全化計画も今の新行革大綱の実施計画、これの延長線上の計画というふうに考えておまして、その中で市民負担についても継続的に協議を行っていきたくて。それで、今後の改定予定ということで数字を上げさしていただいておりますけれども、その中で我々としましても見直しを図ってまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

済みません、もう1つ答弁漏れがございました。農業公園の関係で国庫補助金とか、それから地方債、府の補助金ですね。その辺が返還される、そういう危惧もあるということでもありますけれども、これは今までの事業の累計で申しますと、13年度までですけれども、国庫支出金では約2億9,500万円、それから府支出金で1億3,900万円、それから地方債で5億900万円、こういった形で市の方には収入してるということでござひます。議長（角谷英男君） 真砂君。3回目です。

21番（真砂 満君） 3回目ですよ。大田部長、もうこれ以上は言ひませんが、やはり行政側が物言うときには、別に大田部長がどうのこうのと言うんじゃない、全体としての話ですから、別に大田部長がどうのこうのと言うつもりは全然ないんですが、やはりいろんな話の発信元というのはどこにあるかということを考えていただきたいんですよ。公の場で言うたから、言わへんかったから、そんなことだけではないんですよ。

だって、議会の中でも議員さんの中にもいろんな話聞いてますよ。職員の中は職員の中で聞いて

るでしょう。私、そのことがやっぱり問題やと云うてるんですよ。そこらはそれぞれに気をつけていただかないかんし、特にこの種の問題ということになれば、一般的なものよりももっと敏感になっていただかないと非常に困る問題が多々あるということでもあります。

それは職員間の問題もあります。そら雇用の仕方が違いますからね。正職と嘱託職員の関係等もいろいろありますけれども、それぞれの職員間の問題もやっぱり出てきます。市民との関係も出てきます。当然、運動団体との関係も出てくるというふうに思ひます。きちっとするならばそれぞれにきちとした形で、きちとした場で、きちっと議論していただいて、きちとした解決を図っていただきたいというふうにあえて申し上げたいと思ひます。

それと、農業公園の関係ですけどね。確かに楠本部長がおっしゃられたように、今ここでとめると国庫補助なり府補助それぞれ返還せないかん、また今後新たな事業展開をするときにやっぱり、今回の農業公園のペナルティーとして新たなものがなかなかつかないんじゃないだろうかと考えられるというふうに危惧するわけです。

それは一般的な話としてはよくわかるんですけども、別に泉南市だけではないんですけど、国の事業なんかでもそうでしょうけども、当初必要だということで計画をして実行してきたけれども、財政もこんな状態に変わってきたと。このまま続けるとやはり後年度負担も含めて、この事業を続けることによって財政の悪化の原因になるというふうに判断をしたときに、やはり行政としてとめる勇氣、中止をする勇氣というのは必要なですね。ほかでもダムの問題であるとか、干潟の問題であるとか、いろんな事業をとめてるという事例もあります。泉南市が今この財政を見たときに、この農業公園で占める負担割合というのはやっぱり大きいんですよ。

楠本部長は、もうここまで進んでるからこの農業公園については続けざるを得んという部長としての方針というのは、確かにそのとおりだろうというふうに思ひますが、もし仮に今この財政の事情の中で、今泉南市にこの農業公園が必要な

かどうかという観点で物事を考えていただいたときにどうなのか。私、判断違うん違うかなと思うんですよ。同じ判断であれば問題はないのかもわかりませんがね。

私は決して、この財政の枠組みの中で農業公園というふうに考えたときに、今の泉南市にとってこの農業公園というのは必要がないというふうに思います。それよりか、老朽化した小学校なり中学校、幼稚園、保育所関係なんかもそうでしょうけども、老朽化をしてきている、市民がやっぱり欲しているもの、事業、そういったものにシフトを変えていく、その必要がやっぱりあるんじゃないかなというふうに思うんです。

ただ、その懸念という部分というのは非常にわかるんですよ。ただ、今回の大阪府の支援があるように、泉南市として今まで府にもお願いをし、お金ももらいやってきた事業やけども、泉南市としていろいろ検討した結果、この事業を続けることによって泉南市が非常に負担になってくる、将来負担になってくると判断したということで、国や府に対して逆にその返還のことを返還せんでもええようなふうにお願ひに行く、政治力を使ってそのことをなしにさせていただく、そういったことに力を入れる方がいいんじゃないのかなと、私はそういうふうに思うんです。私はそう簡単にいくとは思ってませんがね。そういったことが必要ではないのかなというふうに思うんです。

その辺は立場の違い、見解の違いが多いんだろうというふうに思うんですけども、泉南市の今の財政のことを考えたときに、このことだけで考えた場合には、やはり私は農業公園というのは非常に負担になるというふうに思うんです。

後のランニングのことは、今後PFIの手法をして、また5,000万とかどうのこうの言うてる部分についても、下げる努力をしていくというふうに言われておりますけれども、やはりずっとこれは毎年要るんですよ。5,000万で済むのかわかりません。一説によると、そんな5,000万程度じゃないでと、もっとかかるでというような声も聞こえてはきますけども、その部分というのはやっぱり市にとっては負担になるわけですよ。

中止もしくは 今、非常に分母が小さい、この5年間ですよ。あえてするというよりか、逆にこの事業についてはもっと先延ばしをするという決断が必要ではないのかなというふうに思いますし、この時点でとめられへんということであれば、もっと何で前の段階で行政として、これからですけども、行政評価とか事務評価とかいろいろありますけども、その時々になぜきちっと評価がでへんかったのかということにもなってくると思うんですね。

一般質問のときでしたか、全協のときでしたか、紹介さしてもらったように、事業部を担当してそこから席が外れたら、農業公園はやっぱり考えもんでっせというような声が生の声として聞こえてくるようでは、私はどうかというふうに思います。だから、その辺はきちっと事業としてどうなのかということを検証すべきではないかなというふうに思うんです。改めて答弁をいただきたいというふうに思います。

それと、これから新しい市民ニーズにこたえるためにも、この財政の根本的な構造改革をしていく、そうでないとニーズにはこたえられないんだと、だからそういった意味でも職員がこの財政の事情をきちっと把握し、一丸となって取り組んでいくんだというふうにおっしゃられました。まさにそのとおりだというふうに思うんです。

ただ、本当に今職員がそういった財政の危機意識の中で、日々の仕事をされておられるのかわか。今後、加えてこのような24延なり、またさまざまな削減策の中で本当にやる気をなくさずして、1つ1つの職務に従前に増して遂行ができるのか。そのことを考えると、今の体制の中では非常に難しいんじゃないのかなというふうに思います。

そういった意味では、従前にないようなシステムづくりも並行して考えていかなければいけないし、本当に職員のやる気を持たすためには何をしなければいけないのか、本当に真剣にやってる人については、それなりの処遇も含めてしていかんではないのかなというふうに思いますし、今のこの苦しい時期を本当に職員が力を合わせて乗り切っていくんだと、将来に夢と希望を持てる

ような泉南市にしていくんだというような強い姿勢がやっぱり要るんだろうというふうに思うんです。

そういった意味では、管理職の試験制度のあり方なり、そういったことも従来どおりではいけないというふうに思いますし、組織機能の改編も含めて検討すべきではないのかなというふうに考えるわけですが、ここらあたりについても、それは後でするんだではなくて、この計画案とともに並行してやはりすべきだというふうに思うんですけども、そこらあたりについてはどのようにお考えなのか、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

議長（角谷英男君） 神田助役。

助役（神田経治君） 1点目の農業公園の件でございますけれども、先ほど谷部長が申しましたように、正直申しまして、現状でやはりこれをストップさすということになりますと、国庫、府費、あるいは地方債の繰上償還というものが現実の問題として大きな可能性として出てまいります。議員御指摘の政治力で何とかなれへんのかという話については、これは現段階で軽々にお答えできる問題ではないと思います。

ただ、17年度に具体的にオープンということになろうと思いますので、今財政当局と事業部と議論しておりますのは、何とか少しでもより安い維持管理経費でこれが市民の方々に広くお使いいただけるような方法がないのかということで、PFIの手法も活用して現在検討をさせていただいているところでございます。

これにつきましては、ほかの老朽化した施設整備の方を優先すべきではないかという御議論も、一定我々としてはそういう考え方というのは理解はできるんですが、まずこの事業の経費をできるだけ節減をしてやり切るということが、現在我々にとってまず最優先の課題ではないのかなというふうに考えてございます。

次に、職員が財政健全化計画を立てたとしても、今の現状それほど危機意識がないのではないということ、それから今の状況ではモラルの低下を招くのではないかという点についてでございますけれども、私泉南市にまいりましてようやく3カ月

ということでございますけれども、この間いろんな職員の方々、特に若手職員の方々といろんな形でお話をさせていただいております。

その中で、やはり今の財政状況も含めて、泉南市の現状についていろんなお考えと申しますが、何とかこの財政状況も含めて打開をしたいというお考えの方が非常にたくさんいらっしゃいます。そういう意味では、危機意識が全くないということではなくて、今までそれについてそういうことを表に出していくと、そういう部分というのがややもすれば少なかったのかなというこれは感想でございます。

これからどういうふうにしてそういうやる気を持っておられる方を具体的に外へ出させていただくようにするかということにつきましては、今回の健全化計画ではひとつ職員の方々をお願いをすることで、24カ月の延伸というようなことになってございますけれども、これについては、やはりこれからは本人の能力、業績、意欲をより正しく評価し、処遇や給与に反映されることにより士気を高めることのできる制度、そういったものというのをやっぱり具体的に検討していかないといけないであろうと。

それと、体系的な職員計画を早急に策定をする必要があるというふうに思っております。それで、職員の研修をこれまで以上に充実することによって、職員の能力と責任感や士気の向上を図ってまいりたいと、こういうふうに思っております。とりわけ、できることについては早急に取り組んで、来年度のいわゆる人事に一定反映をしてみたい、人事研修計画に反映をしてみたいと、こういうふうに考えてございます。

議長（角谷英男君） 巴里君。

22番（巴里英一君） かなり時間も迫っておりますんで、十何ポイントありますが、絞りまして2ポイントぐらいで。

実は午前中に監査の方からいろいろ報告ありまして、財政が厳しいというのは改めて数字で明らかになってるところであります。今回補正予算が組まれておりますが、具体的には78ページから79ページにかけて、款9で知的障害者福祉費ですね。この点少し私は知悉していないので、その

ためにもお伺いをしたいと思います。

措置費ですね。措置費の中で負担金及び補助交付金5万1,000円、これは泉南作業所へ補助金ということで、合計金額が4,639万2,000円になるんですか、合計すれば。そして、扶助費として226万9,000円。これは知的障害者措置費と福祉施設措置費に係る医療費として入っております。これで合計すれば1億9,782万9,000円として、トータルとしてこういった措置費、知的障害者がかかわるのは2億7,297万7,000円ということで、非常に高額な補助になるわけなんですけど、実質的にお尋ねしたいと思います。

これが現実に開設されてから費用対効果に対する精査といたしますか、この行政評価、効果評価はどういったものがあるのか、あるいはされてるのかということが1点ですね。そういった点はまずいかがでしょうかということです。

そして、入所及び入所者の措置及び手続等、あるいは変動といたしますか、当初入られた方あるいは途中入所された方、それはどういう形で変動されているのか、あるいはそのまま固定化されているのかという形で明確にしてもらいたいなと。

現在、運営システムはどのようになされているのかということが3点目であります。

そういった意味では、作業所の作業所内における収支あるいは作業内容 内容というのは、そういう収支を含めてそういったものが事実上どうなってるのか、我々にはさっぱり見えないまま経過をしているわけで、そういった報告もまだなされないままでありますので、そういった入所者の期間という問題もあろうかと思えます。期間があるかないのかもありますが、そういったものは結果的には作業所を成長して社会復帰していったと。そのための施設でありますから、そういった経過がどうなのかということを含めてお答えいただければと思います。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 泉南作業所の関係での御質問でございますが、これにつきましては、御質問の内容はかなり作業所の中身ということになってきますので、担当課長の方から御答弁差し上げますので、よろしくお願

申し上げます。

議長（角谷英男君） 出口高齢障害福祉課長。

健康福祉部高齢障害福祉課長（出口 出君） 泉南作業所の補助金ということで、たくさんですけども、御質問いただいたんですけども、全部答えるということは、また担当の方に聞かないかん部分がございます、わかる範囲でお答えしたいと思います。

泉南作業所につきましては、施設の利用者ということで、施設の利用者数については55人です。

どうことをしてるかと、いわゆる中身の部分なんですけども、通所授産施設ということで、パンとかクッキーとか陶芸をすとかいう作業をしております。施設の利用者数が55人ということで、施設につきましては、中身につきましては先ほど申し上げましたとおりでございます。

それから、入所の手続等でございますが、これちょっと今担当の方に、私今資料を持っておりませんので、具体の部分についてお答えするというのは今の私の部分で難しいんで、またお聞きしました上でもう一度ここでお話しさしていただきたいと思っておりますので、ちょっとお待ちいただきたいと思っております。ちょっと担当と接触します。

22番（巴里英一君） ちょっと議長、よろしいか。

議長（角谷英男君） これは別にして。

22番（巴里英一君） これね、そんなように答えられてしもうたら、どのように次の質問せなあかんのかなというふうに私も思うわけで、具体的にある一定の状況を把握されて職につかれてると思うんで、部長、担当おるからといってプツと振ってしまうというようなやり方もいがかんと思うんですね。少なくともアウトラインをつかんで、細目については課長にというんならようわかるんですけど、ぽこんと振ってしまうとなかなか答弁できにくいかなと。

時間かかるんでしたら、議長ね、作業所の収支報告3年間出してもらえますか。決算書ですわ。いや、ついでですわ、また言わらんから。いいですかね、議長、お許しを賜れば。いや、次にせえというんだったら、また次にということでもいいんですが、御配慮を。

議長（角谷英男君） しばらく待ってほしいというところであります。この場で暫時休憩。

午後4時34分 休憩

午後4時43分 再開

議長（角谷英男君） 休憩前に引き続き会議を続行いたします。

その前に、本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

巴里議員の質疑を続行いたします。大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 貴重な時間をとらせてまして申しわけございません。先ほどの巴里議員の質問の作業所の収支の関係でございますが、今現在資料を用意させていただいておるところでございますが、しばらく時間がかかりますので、後ほど御答弁させていただきたいと、このように思います。

それと、1点だけ、社会復帰の関係の質問もございましたが、基本的には作業所に入ってる方は1年1年の更新という形で入ってるわけでございますが、その中では社会復帰というような形でグループホームで生活されている方もございます。

以上でございます。あとの部分につきましては、後ほどまた資料なりでお渡ししたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） 巴里君。

22番（巴里英一君） これ、ずっと言うたやつを答弁いただかんままやるというのは、また何回だというようなことを言われる可能性があるんですが、これは皆さんはどうなのかちょっとわかりませんが、社会復帰というのは一般社会まで、一般というか、障害者が暮らしていける社会という意味でのことかというところと、そしてぎりぎりでもいけるのかというところと、障害者を雇用してるんだと言いながら実は逆利用してるという、障害者に対してそれだけの給付をしてないということが実は多々あるんですよ、事実上。聞いてると、最賃どころか何も当てはまらないところに障害者を雇用してるなんて自慢してるような作業所が結構あるんです。

問題点はまだありますが、後ほどまた資料をい

ただと思うんですが、一体適正運営されてるのかというそのための答弁がないんで、まずはできるはずなんですよ。

それで、その運営システムというのはどうなってるのか。これは2回目問うてるんですが、どうなんですか。

それと、もう1つは、運営委員会があるんですね。あると思うんですが、それは開催されて、開催されたら何を論議されたのか、年間何回開催されてるんか、過去何回開催されたんかということもあります。それは具体的に何を開催して何を論議されたのか、開催した中身がわからない。それをやっぱり提出してもらわない限り、何をやってるんか、せっかくの措置費を、巨額な、巨額な額を扶助しているわけですから、議会の承認得るわけですよ。その点が明確にないまま、まさか出してきた書類を何も、ああわかったということでそのままポツと判こついで何も精査しないまま出してるということはないんでしょう。それは見りゃわかりますがね。

そういう点が、例えば今ちょっと計算していただいたんですが、55人対約2億7,300万ですが、500万円弱になるんですよ、1人当たり。費用対効果がどうなのかというたら、これ非常にシビアな問題になってくる。障害者問題をやらないうということやないですよ。どうあるべきなのかということや改めて問うていかなきゃならない時代が来てるにもかかわらず、このままずっと続けるのかという問題が片一方にあるわけです。

そのために中身をきっちり把握して、そしてやっぱり指導すべきはして、そこで適正な運営ができないなら、運営できる部分に委託するという方向も考えなきゃならない。という政策の転換もあり得るわけですよ、中身によっては。それは中身を見なかったら私らわかりませんから。しかし、その中身を見なきゃわからないほど報告がないんで、議会の皆さんの中でどれだけわかってるんか、僕はちょっとわかりません。私自身がそういうことがわからないからそういうことを言ってるわけで、本来ならこれは一般質問でやるべきもんだと私は思います。ただし、今回これ出てきたままスツとやっていくということになるとぐあい悪い

ん違うかなと思うんですね。

先ほど申し上げたように、運営されてるんかということと、それで運営実態はどうか、システムは機能してるんかどうか、あるとして。あるんならある、あってそれはどう機能してるんかどうか。これは再度答えていただけますか。これぐらいは答えられるでしょうね。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 大変申し訳ございません。運営委員会につきましては、毎年1回やっておるわけでございます。今年度につきましては、支援費等の関係もございまして、作業所といずみ野福祉会の方とまだ詰めていかならん部分もございまして、若干おくれておるわけでございますが、基本的には毎年1回運営委員会を開くという形でございます。

それと、運営システムということでございますが、これにつきましても当然市の金を支出しておるわけでございますので、これにつきましては適正に処理をしておるというところでございますが、その中身については、私はそこまでどのような形でやっているのかという中身についてはちょっと把握しておりませんので、ここで御答弁は申し上げられないというところでございます。

巴里議員の御質問の分につきましては、ここで当然きちっと報告すべきところでございますが、あわせまして後ほど御報告をさせていただきたいと、このように考えておるところでございますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） 巴里君。

22番（巴里英一君） これ進まれへんのでね、今言うてる話。これね、運営委員会あるけど、毎年1回やってるけど、ことしやってないで、ことしもう終わりますよ、こんなこと言うてたら。これだけでどういうこっちゃと。運営委員会の中身、何を具体的にやったんかというような資料がないのに、適正にやっていると、システムというのはやられてるとか言うけども、システムというたら、まず組織があって、こういう内容でこういうものをやって、障害者をこういう形でこうなってるんですよ、そしてこういうふうにかわってるんですよ。

よとか、いろいろあると思うんですね、送り迎え含めて。こういうふうになってますということが実はシステム、組織の問題なんですが、ここらあたりをつかまないと部長が、例えばこういう申請をされてきたときに判こ押すわけですか。措置費ちょっと高いやないですか、これ。一遍どっかと対比させましようや、これ。

それで、私、気がやさしいもんで、余り職員をいじめるとかそういう気は持ってません。それで部長ね、きちっとした資料を出して運営システムのきちんとしたものをお渡ししますと、後ほど

後ほどというのは会期中ということで結構ですが、お渡ししますということであれば、僕はそれをもとに次回また考えていこうかなというふうに思いますんで、その点議長、そうせんだらちょっと無理でしょう、今。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 大変申し訳ございません。作業所の収支報告書、それに運営システム等につきましては、この会期中にお渡ししたいと。できればあすにでもお渡ししたいというふうに考えておりますので、その辺よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） 巴里君。最後です。3回です。

22番（巴里英一君） 最後ですと言われたら困るんですが、そうした必要な資料をここへ持ってきていただいて、それで質疑にかかるのは本来の筋だと思うんです、だれが言っても。これ出なかったらしませんよということも時々ありますけども、僕はそんなきついことよう言いませんので、気の弱いもんで。

それで、少なくとも行政評価と先ほどから出ますよね、PFIとか。やっぱり対費用効果というものはきちんとすべきなのに、福祉だけは別世界だということはある得ないですよ。これは費用効果をきちんと精査して、そして適正にきちんとされているという報告が議会にあってしかるべし、私はそう思います。その行政評価をきちんとして、そして議会に出していただくということ。きょうあすのことを言うてませんから、きょうあす出せと、それは言いませんけれども、少なくとも

も先ほど申し上げた資料もきちんと議会のこの会期中にお出しただくと。

先ほど答えられた運営委員会の中身ですね。こととしてないだけでも、去年はしたという、こととしてないというのもちょっとね。当初にするか、最終日に来年の年次変わりにこういうふうに行くんだということが運営委員会で審議されて、そしてそれをもとにずうっと運営していくわけですね。そうしたらだれがしまんねん、それせなんなら。方向が見えないまま、日常ただ繰り返してやっているとしかできてこない。やっぱり発展させていく方向で、障害者問題を解決していくという形の中でのものが見えてこない限りだめなんじゃないですか、せっかくのお金を投入しても。そういう精査をされてきちんとされるという御答弁であるのかどうか。それは少なくともことしじゅうに出してもらえるかどうか、その件はね。

もうそれで議長、置きますわ。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 巴里議員のお言葉に甘えましてというんですか、申しわけないですけども、費用対効果、それに運営システム、それに作業所の収支等につきましては、会期中に出さしていただきたいと、このように考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

また、運営委員会につきましても、おくれはありますが、年内に 年内というんですか、できるだけ早い時期に開きたいと、このように考えておるところでございます。

中身につきましては、多岐にわたっておるわけですが、予算のこと、それに運営の中身、それらをいろいろ議論をしていただく場ということで運営委員会を設けておりますので、早いうちに当然開かなければならないという考えでありますので、その辺よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） ほかにありませんか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

（大森和夫君「議長」と呼ぶ）大森君。

4番（大森和夫君） この際動議を提出いたします。ただいま議題となっております議案第9号に

ついては修正するとともに、これを議題とされんことを望みます。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） ただいま大森和夫君から、議案第9号については一部修正するとともにこれを議題とされたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

議員提出議案第27号 平成14年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第5号）に対する修正動議を議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して大森和夫君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。大森和夫君。

4番（大森和夫君） 提出者を代表いたしまして、議員提出議案第27号について提案理由並びに内容について説明を申し上げます。

それでは、お手元に配付しております修正案に即して説明いたしてまいります。

修正の第1点としまして、歳出から説明いたします。修正動議の最終ページをお開きください。歳出から雑支出のうち、同和更生資金貸付基金を取り崩し府に返還する577万3,000円を削除いたします。

このページの前をお開きください。それに伴いまして、基金繰入金869万5,000円を削減いたします。削減する額が多いので、地方交付税にその差額292万2,000円をふやします。

同和更生資金貸付基金条例を廃止する条例につきましても、平成14年6月27日の厚生消防常任委員会で全会一致で否決されました。この趣旨を生かし、5,000万円以上の基金が未回収になっている問題など原因と責任を明らかにするためにも、修正の提案をいたすところであります。

修正の第2点につきましては、補正予算の第2表についてであります。これは健全化計画の基本をなすもので、財政健全化資金借換債として利率の引き下げにより5,800万円の支援を府から得るというものであります。この計画は、財政難といえは後先を考えずに市民に負担を強いるものであります。

その理由として、1、使用料、手数料の見直しが挙げられていますが、その内容が明らかにされ

ていません。歳入歳出全体もとても計画と言えるものではありません。

2、平成14年から18年までの5年間、普通建設事業費の内訳を見ますと、学校の大規模改修の予算など当然必要な予算が組み込まれていません。また、延期を求める声もある農業公園以外など必要な予算も組み込まれていません。その点で説明責任も不十分と言わざるを得ません。

第3に、府は貸し付け利率の切り下げによる支援を行いますが、これは府の責任を果たしているものではありません。市は府に対し、空港関連事業の支援の約束を守らすことが大事であります。借りがえによって利率を引き下げ、借金を減らすことは当然市として取り組むことで、府の支援と言えるものではありません。

4つ目に、計画達成が困難になったとき、府よりペナルティーがかけられます。このペナルティーは府の管理下で財政再建を行うというもので、市の自主性を奪い、二重に市民に負担をかぶせるもので受け入れることはできません。

以上4点を修正案の説明といたします。議員各位の御賛同を心からお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） ただいまの提出者の説明に対し質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これより修正案及び原案について順次討論を行います。

まず、修正案に対する討論を行います。討論はありませんか。 討論なしと認めます。

次に、原案に対する討論を行います。討論はありませんか。 討論なしと認めます。

これより修正案及び原案について順次採決を行います。

まず初めに、議案第9号に対する大森和夫君ほか4名から提出されました修正案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（角谷英男君） 起立少数であります。よって議案第9号に対する修正案については、否決されました。

修正案否決でございますので、これより原案について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（角谷英男君） 起立多数であります。よって議案第9号は、原案のとおり可とすることに決しました。

お諮りいたします。本日の日程は全部終了いたしておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明10月1日午前10時から本会議を継続開議いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明10月1日午前10時から本会議を継続開議することに決しました。

本日はこれをもって延会といたします。

午後5時6分 延会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 角 谷 英 男

大阪府泉南市議会議員 大 森 和 夫

大阪府泉南市議会議員 前 田 千 代 子